

2. 都道府県別経済財政モデルのデータ推計方法

2.1 年金部門

2.1.1 厚生年金

(1) 負担

① 使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）---「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2 『厚生年金保険・国民年金事業年報』（厚生労働省）---統計表編-都道府県・社会保険事務所編 4. 厚生年金保険-「第 5 表 保険料徴収状況」
- ・資料-3 『事業所・企業統計調査』（総務省）…「第 10 表 産業（大分類），開設時期（13 区分），本所・支所（3 区分），経営組織（5 区分）別民営事業所数及び男女別従業者数-都道府県」
- ・資料-4 『事業所・企業統計調査』（総務省）…「第 13 表 本所・支所の所在地別企業数，事業所数及び男女別従業者数（複数事業所企業）-全国，都道府県，16 大都市，14 大都市圏」
- ・資料-5 『経済センサス-基礎調査』（総務省）…事業所に関する集計「第 11 表 本所・支所（3 区分），本所の所在地別民営事業所数及び男女別従業者数（外国の会社を除く会社）-全国，都道府県，県庁所在市，人口 30 万人以上市」

② 推計方法

- ・都道府県別の厚生年金負担の推計は、資料-1 の「付表 10 社会保障負担明細表」の「1. 特別会計（1）年金（除児童手当）（b）厚生年金」の金額（以下、SNA ベースの厚生年金徴収料という）を、従業地ベースの厚生年金保険徴収額の都道府県構成比で分割し、これをそれぞれの都道府県の従業地ベース厚生年金負担データとする。

$$Cw_j = C_{SNA} \cdot \frac{\sum_i \left(Ch_i / \sum_{k=1}^{47} L_{ik} \right) L_{ij}}{\sum_{k=1}^{47} Ch_i}$$

Cw_j : 都道府県 j の従業地ベース厚生年金徴収料

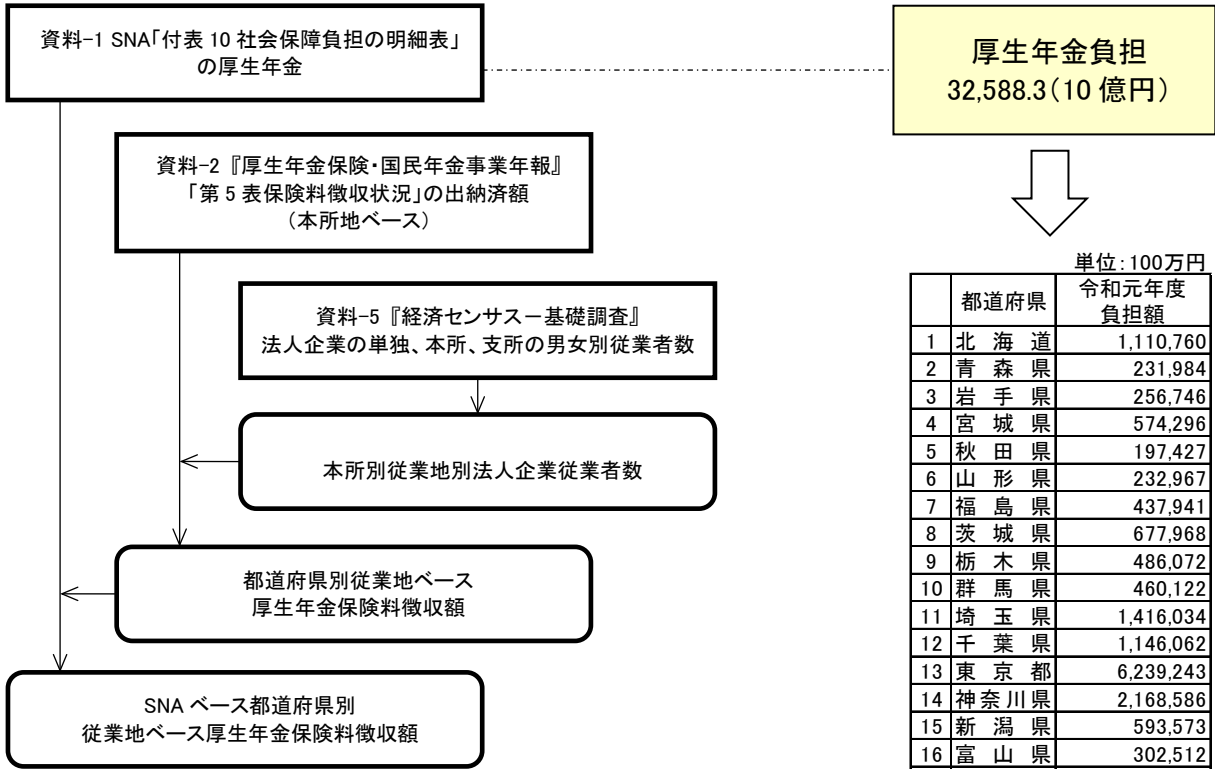
Ch_i : 都道府県 i の本所地ベース厚生年金徴収料

C_{SNA} : SNA ベースの厚生年金徴収料（全国）

L_{ij} : 本所地都道府県 i、従業地都道府県 j の法人企業従業者数

- 従業地ベースの厚生年金保険徴収料の都道府県構成比は、資料-2の「第5表 保険徴収状況」の徴収済額を基に推計する。このデータは、本所地ベースであることから、これを従業地ベースに変換する必要がある。資料-5（平成19年度以前は資料-3および4）から本所地別従業地別法人企業従業者数を推計し、これに本所地ベース従業者一人当たり徴収料を乗じて、従業地ベース徴収料とする。
- 本所地別従業地別法人企業従業者数の推計は、資料3によって各都道府県の本所地ベース全従業者を男女別に「単独事業所の男性」「単独事業所の女性」「本所の男性」「本所の女性」「支所の男性」「支所の女性」に分け、「支所の男性」及び「支所の女性」については、資料4から求めた支所従業者の従業地構成によって従業地ベース従業者数を推計し、これに単独及び本所を合算し、従業地ベースの従業者数とする。経済センサス基礎調査についても推計の手順は同様であるが、用いる表は資料-5のみで計算を行っている。

③推計フロー



厚生年金負担
32,588.3(10 億円)

単位: 100万円

	都道府県	令和元年度 負担額
1	北海道	1,110,760
2	青森県	231,984
3	岩手県	256,746
4	宮城県	574,296
5	秋田県	197,427
6	山形県	232,967
7	福島県	437,941
8	茨城県	677,968
9	栃木県	486,072
10	群馬県	460,122
11	埼玉県	1,416,034
12	千葉県	1,146,062
13	東京都	6,239,243
14	神奈川県	2,168,586
15	新潟県	593,573
16	富山県	302,512
17	石川県	285,786
18	福井県	190,389
19	山梨県	190,466
20	長野県	505,298
21	岐阜県	470,030
22	静岡県	1,022,884
23	愛知県	2,329,371
24	三重県	438,720
25	滋賀県	335,294
26	京都府	576,169
27	大阪府	2,678,249
28	兵庫県	1,173,992
29	奈良県	214,737
30	和歌山県	165,318
31	鳥取県	113,180
32	島根県	141,513
33	岡山県	440,104
34	広島県	720,745
35	山口県	314,461
36	徳島県	156,648
37	香川県	231,596
38	愛媛県	290,004
39	高知県	130,670
40	福岡県	1,155,754
41	佐賀県	174,247
42	長崎県	244,697
43	熊本県	354,554
44	大分県	231,145
45	宮崎県	225,114
46	鹿児島県	303,113
47	沖縄県	251,757
	合計	32,588,298

(2) 給付

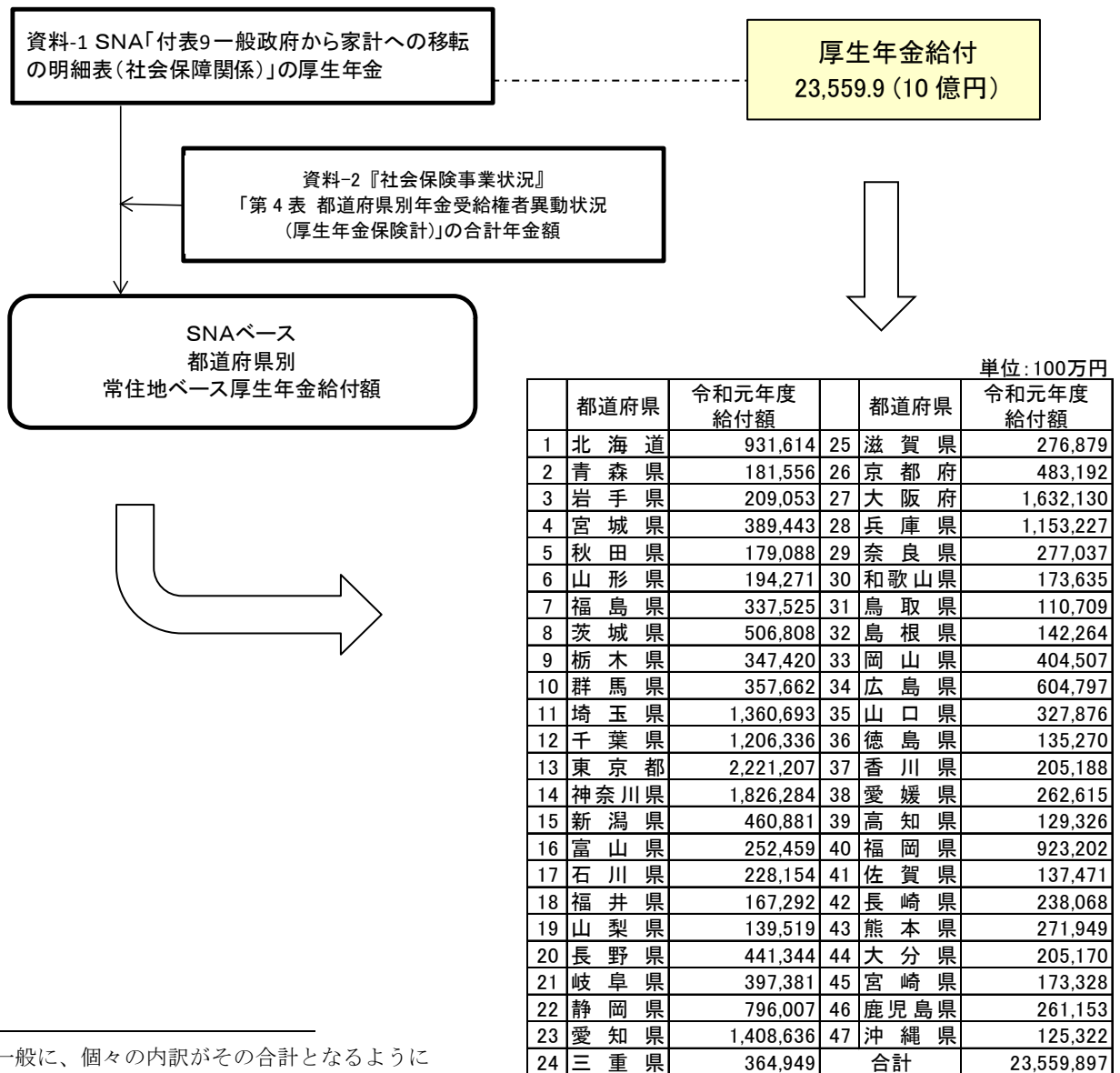
①使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）---「付表9 一般政府から家計への移転の明細表」
- ・資料-2 『社会保険事業状況』（厚生労働省）---厚生年金「第4表 都道府県別年金受給権者異動状況(厚生年金保険計)」

②推計方法

- ・各都道府県の厚生年金給付の推計は、資料-1の国民経済計算「付表9. 一般政府から家計への移転の明細表(社会保障関係)」の厚生年金の金額をコントロール・トータル¹として、これを資料-2『社会保険事業状況』の第4表都道府県別年金受給権者異動状況(厚生年金保険計)の「合計年金額」の都道府県構成比で分割する。

③推計フロー



¹ 一般に、個々の内訳がその合計となるように推計された合計値のことを言う。

2.1.2 国民年金

(1) 負担

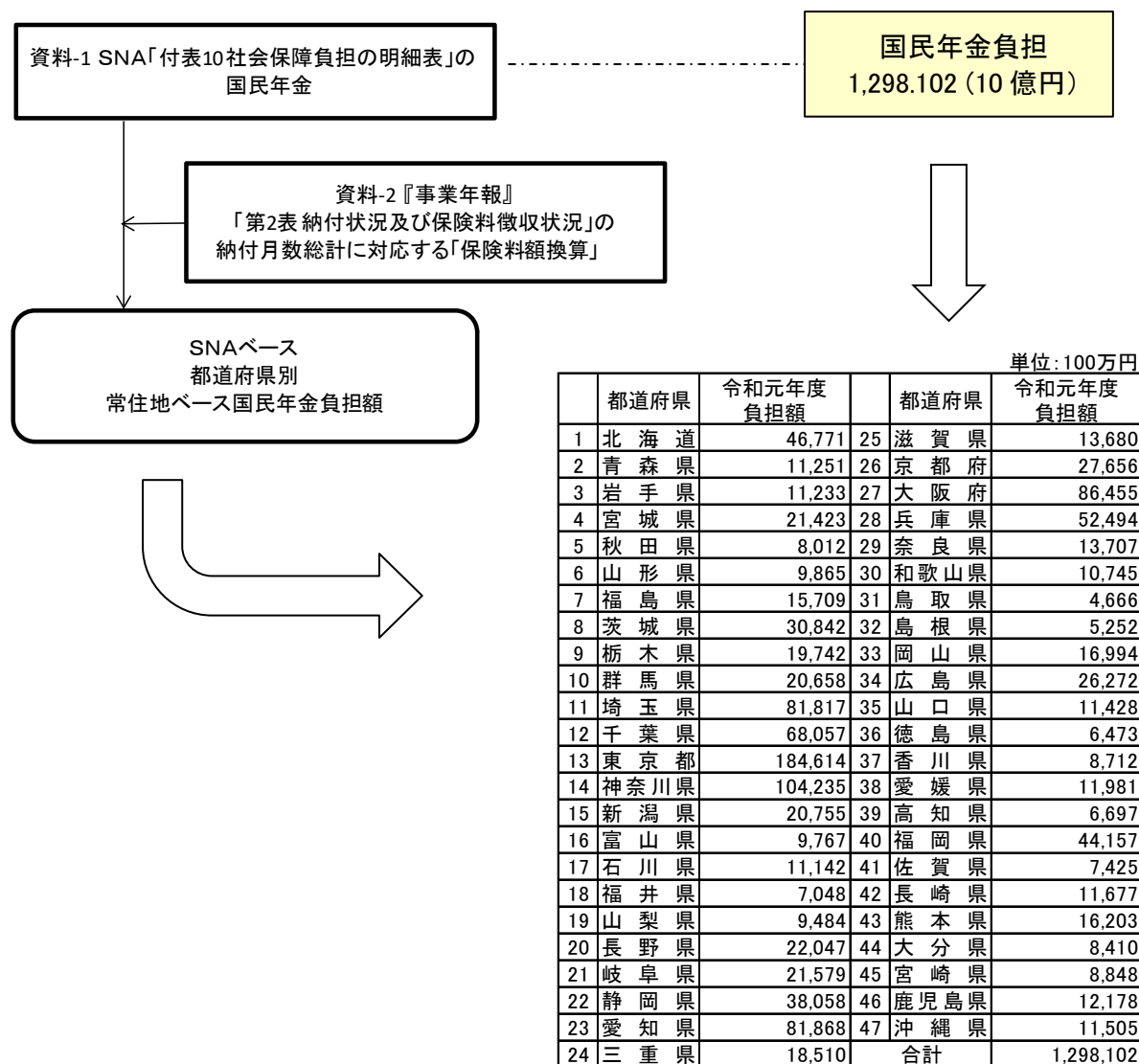
① 使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）---「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2 『厚生年金保険・国民年金事業年報』（厚生労働省）---統計表編-都道府県・社会保障事務所編 5. 国民年金「第2表 納付状況及び保険料徴収状況」

② 推計方法

- ・都道府県別の国民年金負担の推計は、資料-1の「付表 10 社会保障負担明細表」の「1. 特別会計(1)年金（除児童手当）(c)国民年金」をコントロール・トータルとして、これを資料-2の「第2表納付状況及び保険料収納状況」の納付月数総計に対応する「保険料額換算」の都道府県構成比で分割する。

③ 推計フロー



(2) 給付

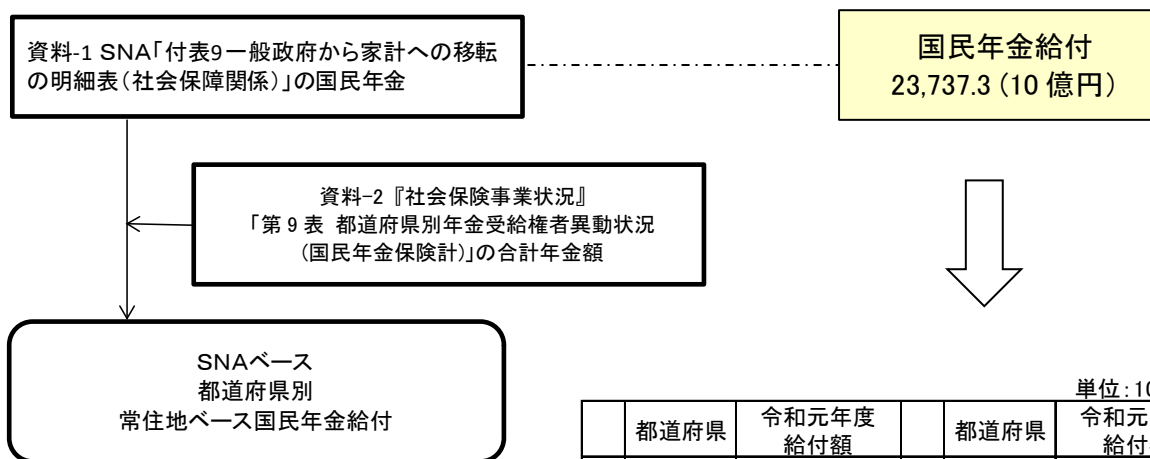
①使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）---「付表9 一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）」
- ・資料-2 『社会保険事業状況』（厚生労働省）---国民年金「第9表 都道府県別年金受給権者異動状況（総計）」

②推計方法

- ・各都道府県の国民年金給付の推計は、資料-1の国民経済計算「付表9. 一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）」の国民年金の金額をコントロール・トータルとして、これを資料-2『社会保険事業状況』の国民年金「第9表 都道府県別年金受給権者異動状況（総計）」の「合計年金額」の都道府県構成比で分割する。

③推計フロー



単位:100万円

	都道府県	令和元年度 給付額		都道府県	令和元年度 給付額
1	北海道	1,094,746	25	滋賀県	260,567
2	青森県	273,736	26	京都府	481,203
3	岩手県	287,047	27	大阪府	1,483,112
4	宮城県	432,669	28	兵庫県	1,032,613
5	秋田県	243,273	29	奈良県	278,004
6	山形県	252,542	30	和歌山県	204,573
7	福島県	395,812	31	鳥取県	124,797
8	茨城県	551,197	32	島根県	164,708
9	栃木県	375,864	33	岡山県	400,312
10	群馬県	397,063	34	広島県	564,366
11	埼玉県	1,249,302	35	山口県	322,410
12	千葉県	1,118,779	36	徳島県	161,149
13	東京都	1,970,840	37	香川県	213,461
14	神奈川県	1,508,934	38	愛媛県	305,249
15	新潟県	507,407	39	高知県	161,515
16	富山県	240,933	40	福岡県	917,175
17	石川県	236,353	41	佐賀県	174,257
18	福井県	166,033	42	長崎県	290,475
19	山梨県	167,965	43	熊本県	377,672
20	長野県	469,371	44	大分県	247,183
21	岐阜県	417,583	45	宮崎県	239,482
22	静岡県	762,568	46	鹿児島県	356,904
23	愛知県	1,270,158	47	沖縄県	214,604
24	三重県	371,433		合計	23,737,399

2. 1. 3 国家公務員共済組合

(1) 負担

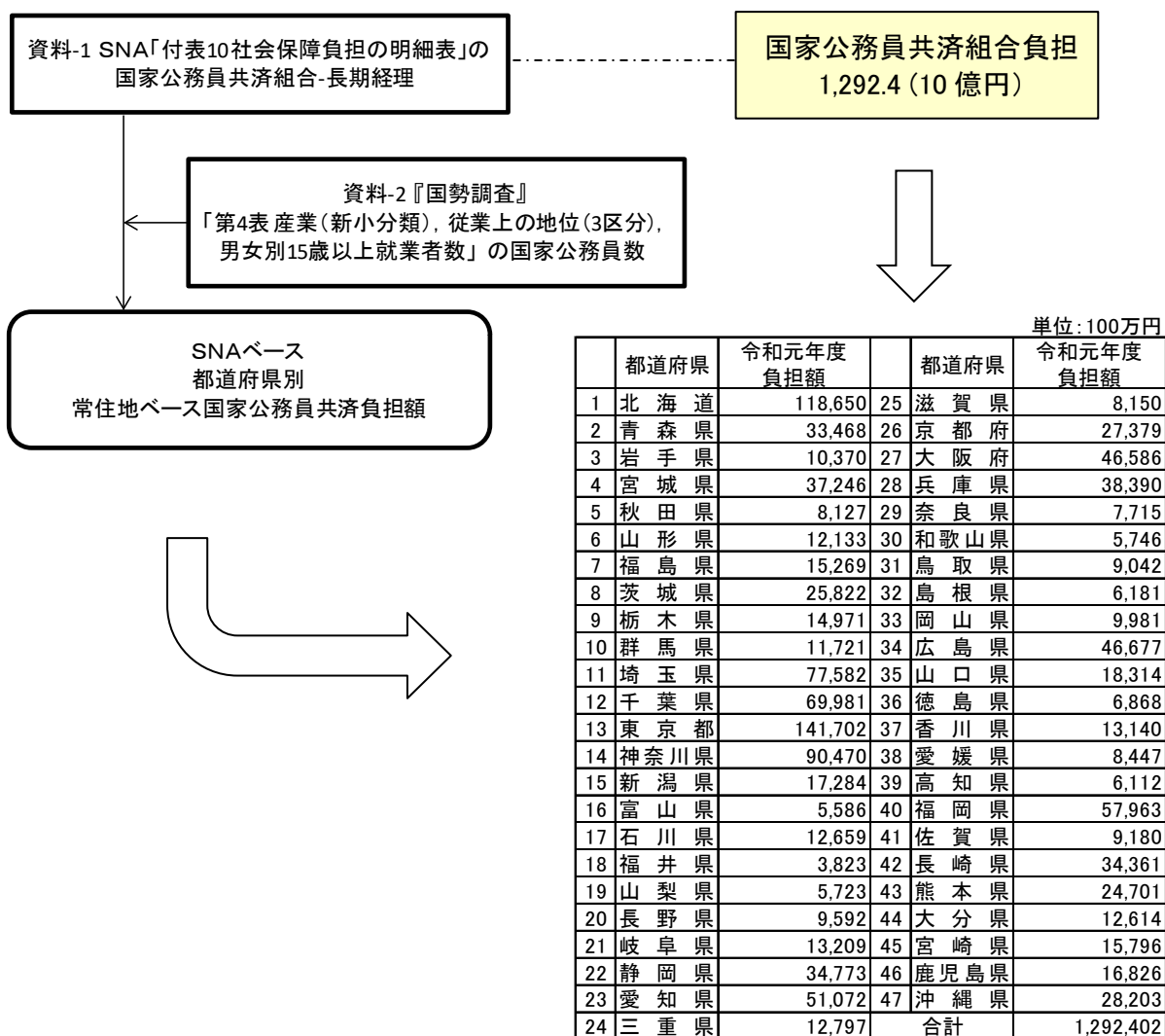
① 使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）--- 「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2 『国勢調査』（総務省）--- 抽出詳細集計「第 5 表 従業上の地位(8 区分), 産業(小分類), 男女別 15 歳以上就業者数」

② 推計方法

- ・都道府県別の国民公務員共済組合負担の推計は、資料-1 の「付表 10 社会保障負担明細表」の「3. 共済組合(1) 国家公務員共済組合 b. 長期経理」をコントロール・トータルとして、これを資料-2 の国家公務員数の都道府県構成比で分割する。

③ 推計フロー



(2) 給付

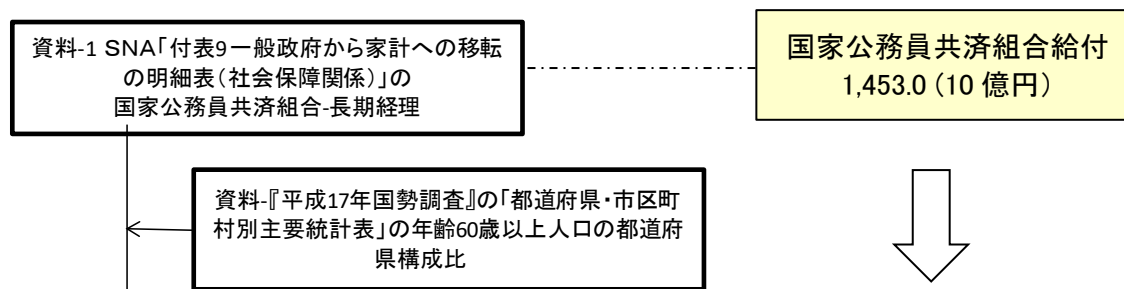
①使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府） --- 「付表 9 一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）」
- ・資料-2 『国勢調査』（総務省） --- 「都道府県・市区町村別主要統計表」

②推計方法

- ・各都道府県の国家公務員共済組合給付の推計は、資料-1 の国民経済計算「付表 9. 一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）」の 3. 共済組合（1）国家公務員共済組合 b. 長期経理」をコントロール・トータルとして、これを資料-2 による年齢 60 歳以上人口の都道府県構成比で分割する（データ等の制約から、都道府県間の 60 歳以上人口に占める共済組合給付の対象者の割合の違いは反映できていない）。

③推計フロー



SNAベース
都道府県別
常住地ベース国家公務員共済組合給付

国家公務員共済組合給付
1,453.0 (10 億円)

資料-『平成17年国勢調査』の「都道府県・市区町村別主要統計表」の年齢60歳以上人口の都道府県構成比

単位: 100万円

都道府県	令和元年度 給付額	都道府県	令和元年度 給付額
1 北海道	68,332	25 滋賀県	14,815
2 青森県	17,177	26 京都府	29,919
3 岩手県	16,875	27 大阪府	97,397
4 宮城県	26,247	28 兵庫県	63,936
5 秋田県	14,910	29 奈良県	16,762
6 山形県	15,012	30 和歌山県	12,654
7 福島県	24,094	31 鳥取県	7,358
8 茨城県	34,228	32 島根県	9,514
9 栃木県	22,736	33 岡山県	23,074
10 群馬県	23,558	34 広島県	33,340
11 埼玉県	78,288	35 山口県	19,125
12 千葉県	69,021	36 徳島県	10,030
13 東京都	129,314	37 香川県	12,287
14 神奈川県	93,386	38 愛媛県	17,996
15 新潟県	29,823	39 高知県	10,088
16 富山県	13,747	40 福岡県	57,518
17 石川県	13,621	41 佐賀県	10,157
18 福井県	9,612	42 長崎県	17,825
19 山梨県	10,178	43 熊本県	22,372
20 長野県	26,651	44 大分県	15,213
21 岐阜県	24,460	45 宮崎県	14,184
22 静岡県	44,281	46 鹿児島県	21,170
23 愛知県	76,136	47 沖縄県	13,024
24 三重県	21,559	合計	1,453,004

2.1.4 地方公務員共済組合

(1) 負担

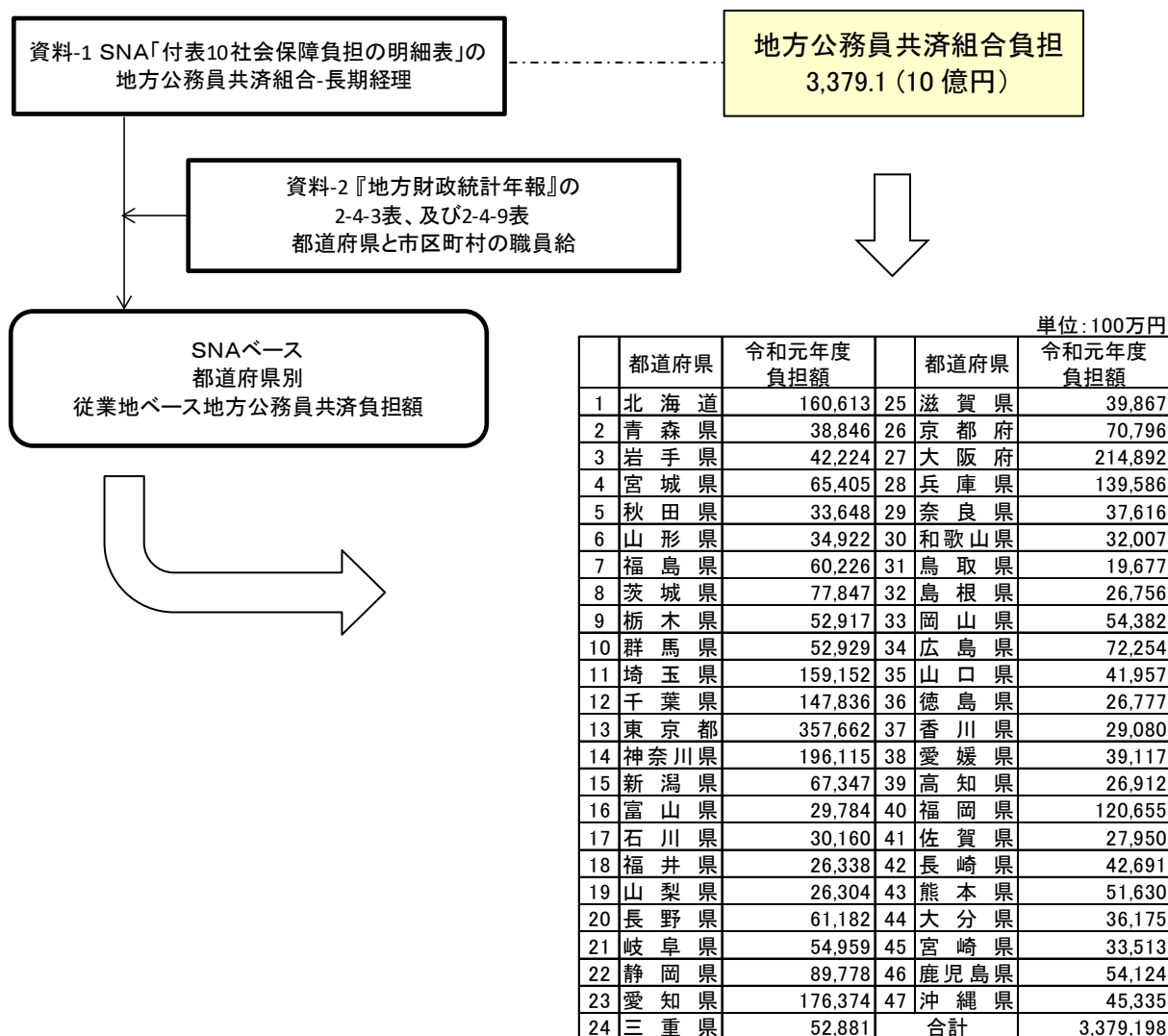
① 使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）--- 「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2 『地方財政統計年報』（総務省）--- 「2-4-3 表 都道府県別性質別歳出決算」、「2-4-9 表 市町村別性質別歳出決算」

② 推計方法

- ・都道府県別の地方公務員共済組合負担の推計は、資料-1 の「付表 10 社会保障負担明細表」の「3. 共済組合（2）地方公務員共済組合 b. 長期経理」をコントロール・トータルとして、これを資料-2 から求めた都道府県と市区町村を合わせた職員給の都道府県構成比で分割する。

③ 推計フロー



(2) 給付

① 使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府） --- 「付表 9 一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）」
- ・資料-2 『地方公務員共済組合等事業年報』（総務省） … 「長期経理損益計算書」、（平成 27 年 10 月以降）「厚生年金保険経理損益計算書」、「退職等年金経理損益計算書」、「経過的長期経理損益計算書」
- ・資料-3 『決算書及び附属資料』（地方職員共済組合）
- ・資料-4 『決算書及び附属資料』（公立学校共済組合）
- ・資料-5 『国勢調査』（総務省） --- 「都道府県・市区町村別主要統計表（一覧表）」
- ・資料-6 『地方公務員給与実態調査』（総務省） --- 「第 1 表の 2 団体区分別，職種別，都道府県別職員数及び平均基本給月額」（1）都道府県及び指定都市、（2）市、（3）町村 全職員数
- ・資料-7 『国勢調査』（総務省） --- 「第 3 表従業・通学都道府県，常住都道府県，男女別 15 歳以上自宅外就業者・通学者数－全国」

② 推計方法

- ・各都道府県の地方公務員共済組合給付の推計は、資料-1 の国民経済計算「付表 9. 一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）」の 3. 共済組合（2）地方公務員共済組合 b. 長期経理」をコントロール・トータルとして、これを資料-2～資料-6 によって推計した各共済組合の退職給付、障害給付、遺族給付の合計給付額の都道府県構成比で分割したものを、資料-7 で従業地ベースから常住地ベースに変換する。
- ・具体的には、資料-2 から都職員共済組合、指定都市職員共済組合（平成 27 年 9 月まで）、都市職員共済組合及び市町村職員共済組合（平成 18 年度まで）の退職給付、障害給付、遺族給付を都道府県別に把握する。
- ・同様に資料-3 から地方職員共済組合の退職給付、障害給付、遺族給付を、資料-4 から公立学校共済組合の給付を都道府県別に把握する。
- ・警察共済組合については、資料-2 から退職給付、障害給付、遺族給付の全国合計を把握し、これを資料-6 の 60 歳以上人口の都道府県構成比で按分する。
- ・なお、資料-2 に関しては、平成 19 年度以降、都市職員共済組合及び市町村職員共済組合が統合され、全国値でしか把握できない。そのため、平成 19 年度以降については、資料-6 の市町村の職員数の都道府県別構成比をウェイトとして、全国値を都道府県別に按分して算出した。なお、平成 27 年 10 月以降、指定都市も全国市町村職員共済組合連合会に計上されるようになったため、平成 27 年度については市町村の職員数と指定都市も含めた職員数の都道府県別構成比を平均した値をウェイトとし、以降は指定都市も含めた構成比を採用す

ることとした。

- 上記の各共済組合の給付を都道府県別に合算した金額は、従業地ベースであることから、これに資料-7 から計算した従業者の常住地都道府県構成比を都道府県別に乗じて、下式のよ
うに常住地ベースに変換する。

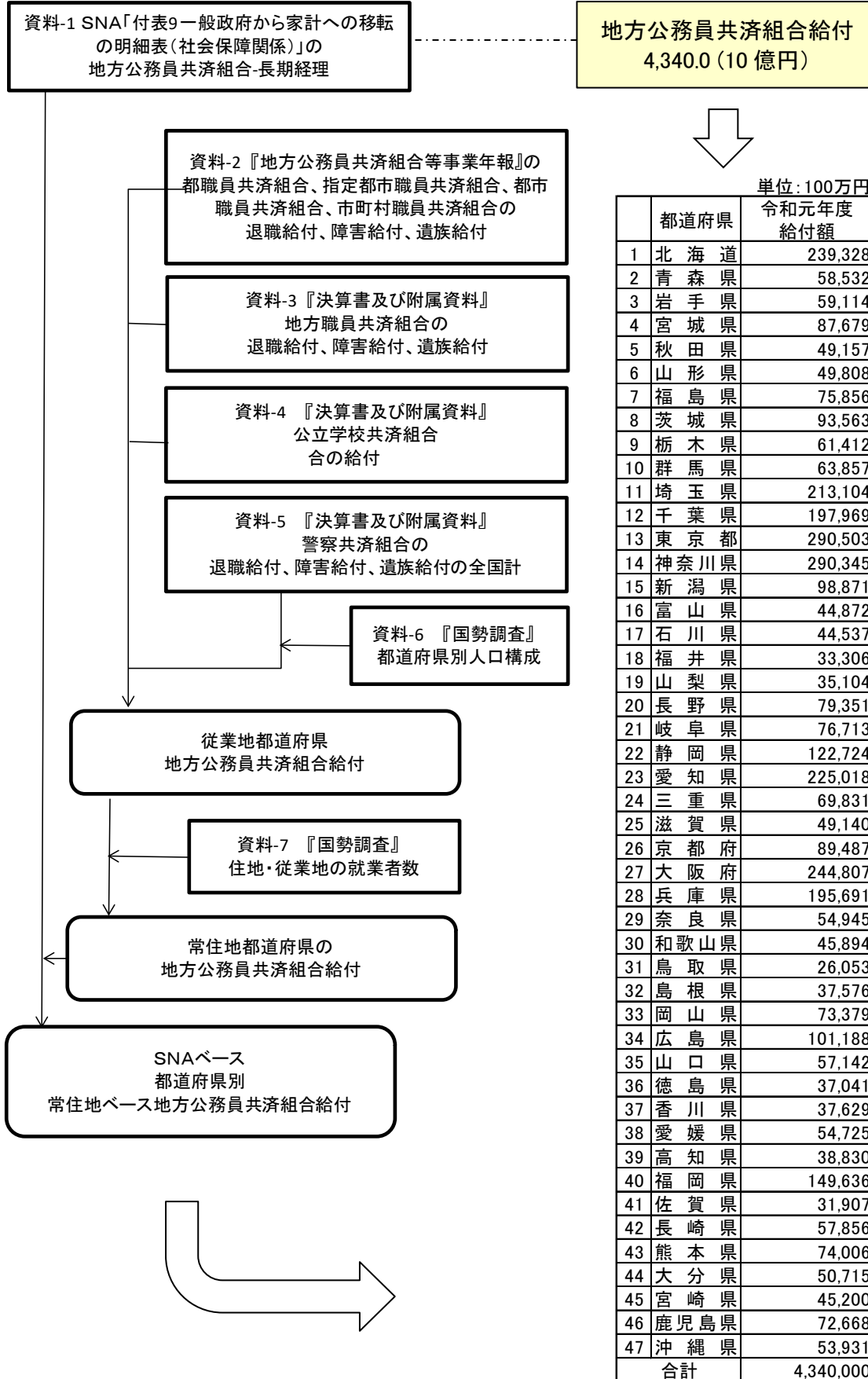
$$Sl_i = \sum_{j=1}^{47} Sw_j \frac{L_{ij}}{L_j}$$

Sl_i : 常住地都道府県iの給付額

Sw_j : 従業地都道府県jの給付額

L_{ij} : 常住地都道府県i, 従業地都道府県jの従業者数

③推計フロー



地方公務員共済組合給付
4,340.0 (10億円)

単位:100万円

	都道府県	令和元年度 給付額
1	北海道	239,328
2	青森県	58,532
3	岩手県	59,114
4	宮城県	87,679
5	秋田県	49,157
6	山形県	49,808
7	福島県	75,856
8	茨城県	93,563
9	栃木県	61,412
10	群馬県	63,857
11	埼玉県	213,104
12	千葉県	197,969
13	東京都	290,503
14	神奈川県	290,345
15	新潟県	98,871
16	富山県	44,872
17	石川県	44,537
18	福井県	33,306
19	山梨県	35,104
20	長野県	79,351
21	岐阜県	76,713
22	静岡県	122,724
23	愛知県	225,018
24	三重県	69,831
25	滋賀県	49,140
26	京都府	89,487
27	大阪府	244,807
28	兵庫県	195,691
29	奈良県	54,945
30	和歌山県	45,894
31	鳥取県	26,053
32	島根県	37,576
33	岡山県	73,379
34	広島県	101,188
35	山口県	57,142
36	徳島県	37,041
37	香川県	37,629
38	愛媛県	54,725
39	高知県	38,830
40	福岡県	149,636
41	佐賀県	31,907
42	長崎県	57,856
43	熊本県	74,006
44	大分県	50,715
45	宮崎県	45,200
46	鹿児島県	72,668
47	沖縄県	53,931
	合計	4,340,000

2. 1. 5 私学・その他共済

(1) 負担

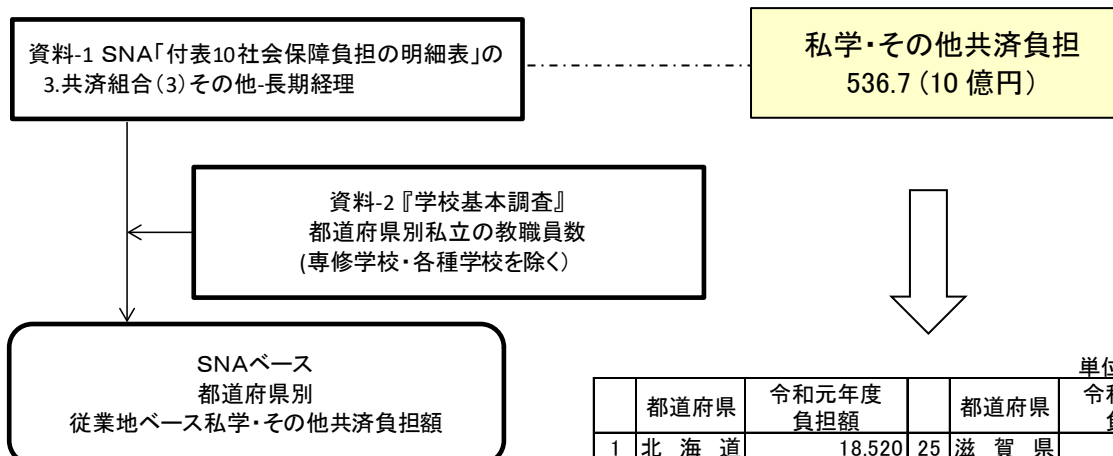
① 使用データ

- ・資料-1『国民経済計算』（内閣府）――「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2『学校基本調査』（文部科学省）――「初等中等教育機関、専修学校・各種学校編」、「高等教育機関編」

② 推計方法

- ・都道府県別の私学・その他共済の負担の推計は、資料-1 の「付表 10 社会保障負担明細表」の「3. 共済組合 (3) その他 b. 長期経理」をコントロール・トータルとして、これを資料-2 の専修学校・各種学校を除く私学の教職員数の都道府県構成比で分割する。なお、資料-2 において、平成 19 年度以降は「初等中等教育機関、専修学校・各種学校編」における「小学校」「中学校」「高等学校（通信教育を含む）」「中等教育学校」「特別支援学校」「幼稚園」、及び「高等教育機関編」における「大学・大学院」「短期大学」「高等専門学校」の私立の職名別教員数（本務者）の合計値を使用する。ただし、「高等学校（通信教育を含む）」の「全日制・定時制」については、国立・公立・私立の計と、公立計が公表されているため、国立・公立・私立の計から公立計を引いた値（国立・私立の計）に、国立・私立の計に占める私立の割合で乗じて算出する。また、特別支援学校についても、国立・公立・私立の計と、公立計、国立計の値が公表されているため、国立・公立・私立の計から公立計と国立計を引いて算出している。

③推計フロー



単位:100万円

	都道府県	令和元年度 負担額		都道府県	令和元年度 負担額
1	北海道	18,520	25	滋賀県	2,510
2	青森県	3,671	26	京都府	20,205
3	岩手県	3,493	27	大阪府	41,459
4	宮城県	9,558	28	兵庫県	20,520
5	秋田県	1,263	29	奈良県	4,683
6	山形県	2,871	30	和歌山県	1,594
7	福島県	4,858	31	鳥取県	1,158
8	茨城県	7,769	32	島根県	749
9	栃木県	11,943	33	岡山県	8,120
10	群馬県	4,977	34	広島県	11,181
11	埼玉県	26,882	35	山口県	4,677
12	千葉県	21,283	36	徳島県	1,505
13	東京都	134,005	37	香川県	2,320
14	神奈川県	34,180	38	愛媛県	3,771
15	新潟県	4,526	39	高知県	1,903
16	富山県	1,584	40	福岡県	27,342
17	石川県	5,040	41	佐賀県	2,206
18	福井県	1,494	42	長崎県	4,499
19	山梨県	2,606	43	熊本県	5,125
20	長野県	4,387	44	大分県	3,472
21	岐阜県	6,613	45	宮崎県	3,652
22	静岡県	9,960	46	鹿児島県	4,760
23	愛知県	31,321	47	沖縄県	2,396
24	三重県	4,090		合計	536,701

(2) 給付

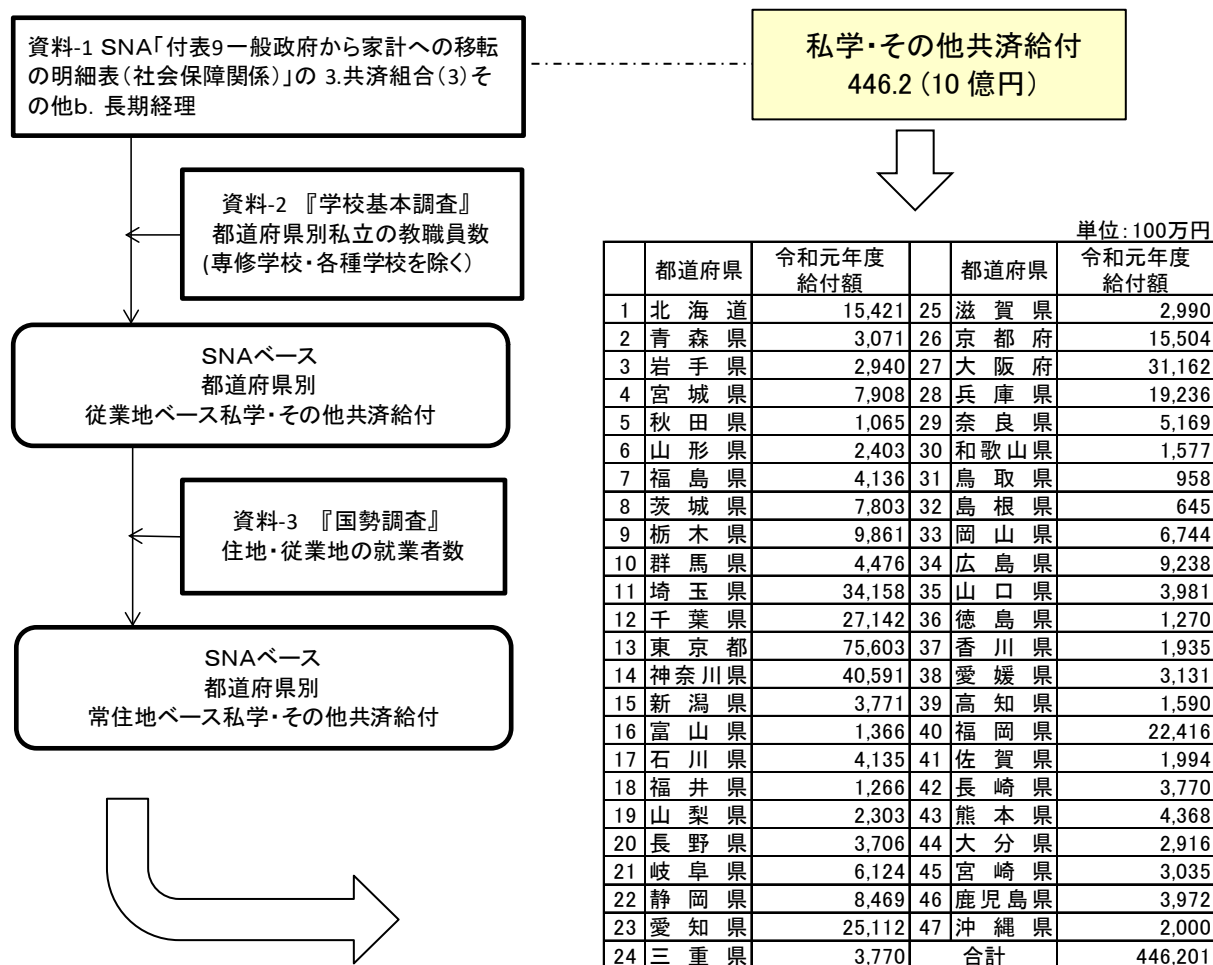
①使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）--- 「付表9 一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）」
- ・資料-2 『学校基本調査』（文部科学省）--- 「初等中等教育機関、専修学校・各種学校編」、
「高等教育機関編」
- ・資料-3 『国勢調査』（総務省）--- 「第3表 従業・通学都道府県，常住都道府県，男女別15歳以上自宅外就業者・通学者数-全国」

②推計方法

- ・各都道府県の私学・その他共済給付の推計は、資料-1の国民経済計算「付表9. 一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）」の3. 共済組合（3）その他b. 長期経理」をコントロール・トータルとして、これを資料-2の専修学校・各種学校を除く私学の教職員数の都道府県構成比で分割し、ついで資料-3から計算した従業地都道府県別従業者の常住地都道府県構成比を掛けて常住地ベースに変換する。なお、資料2の詳細については、【負担】を参照。

③推計フロー



2.1.6 船員保険

(1) 負担

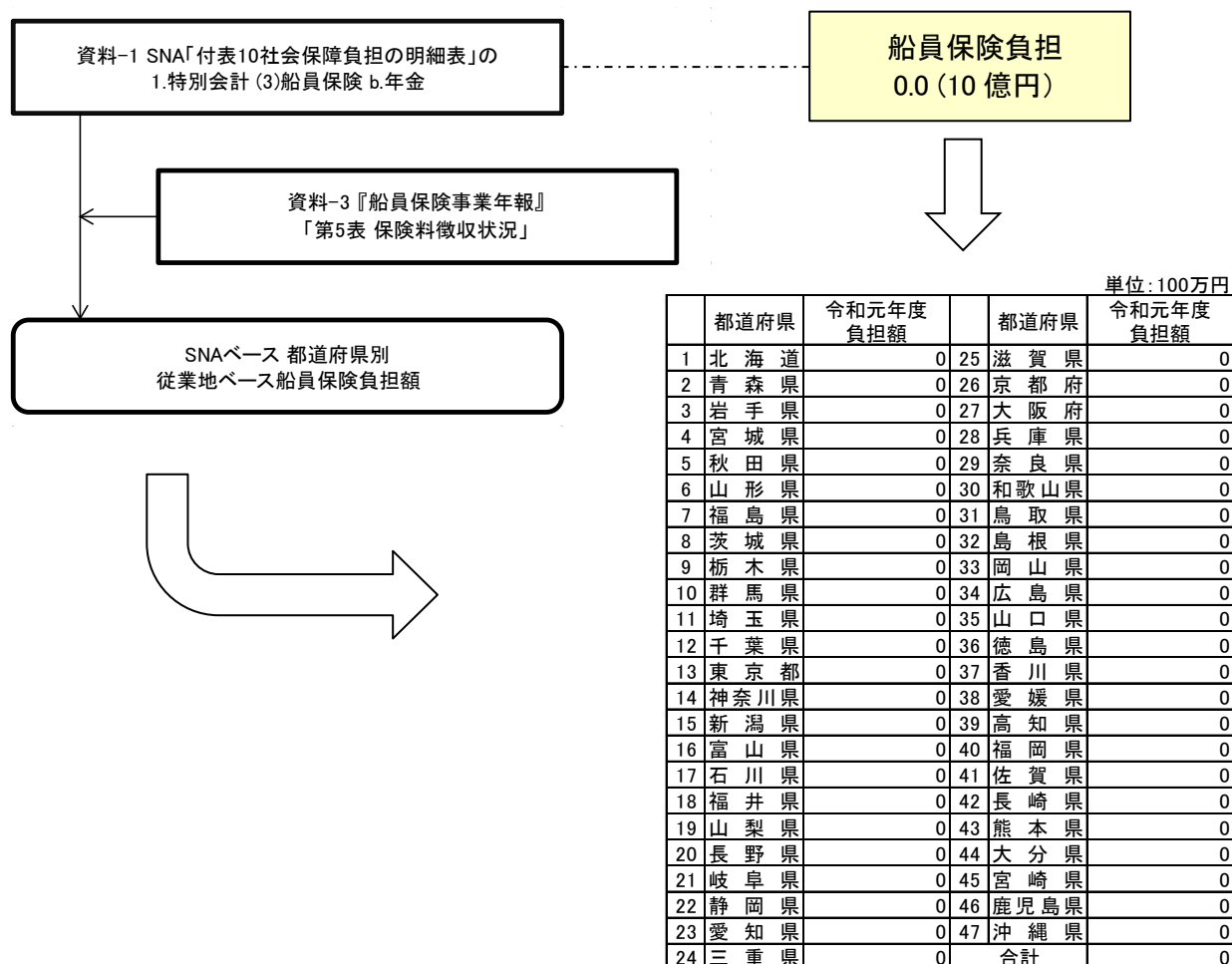
① 使用データ

- ・資料-1『国民経済計算』（内閣府）---「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2『事業年報』（厚生労働省）---統計表編-都道府県・社会保険事務所編 3. 船員保険-「第 5 表 保険料徴収状況」
- ・資料-3『船員保険事業年報』（全国健康保険組合）---「第 5 表 保険料徴収状況」
- ・資料-4『船員保険事業年報』（全国健康保険組合）---「第 1 表 摘要状況」

② 推計方法

- ・都道府県別の船員保険の負担の推計は、資料-1の「付表 10 社会保障負担明細表」の「1. 特別会計 (3) 船員保険 b. 年金」をコントロール・トータルとして、これを資料-2、3の船員保険徴収金額の都道府県構成比で分割する。なお、2009 年度については資料-4の平均被保険者数×標準報酬月額 of 都道府県構成比で分割する。2010 年度以降は資料-1 で空白となっているので計上しない。

③ 推計フロー



(2) 給付

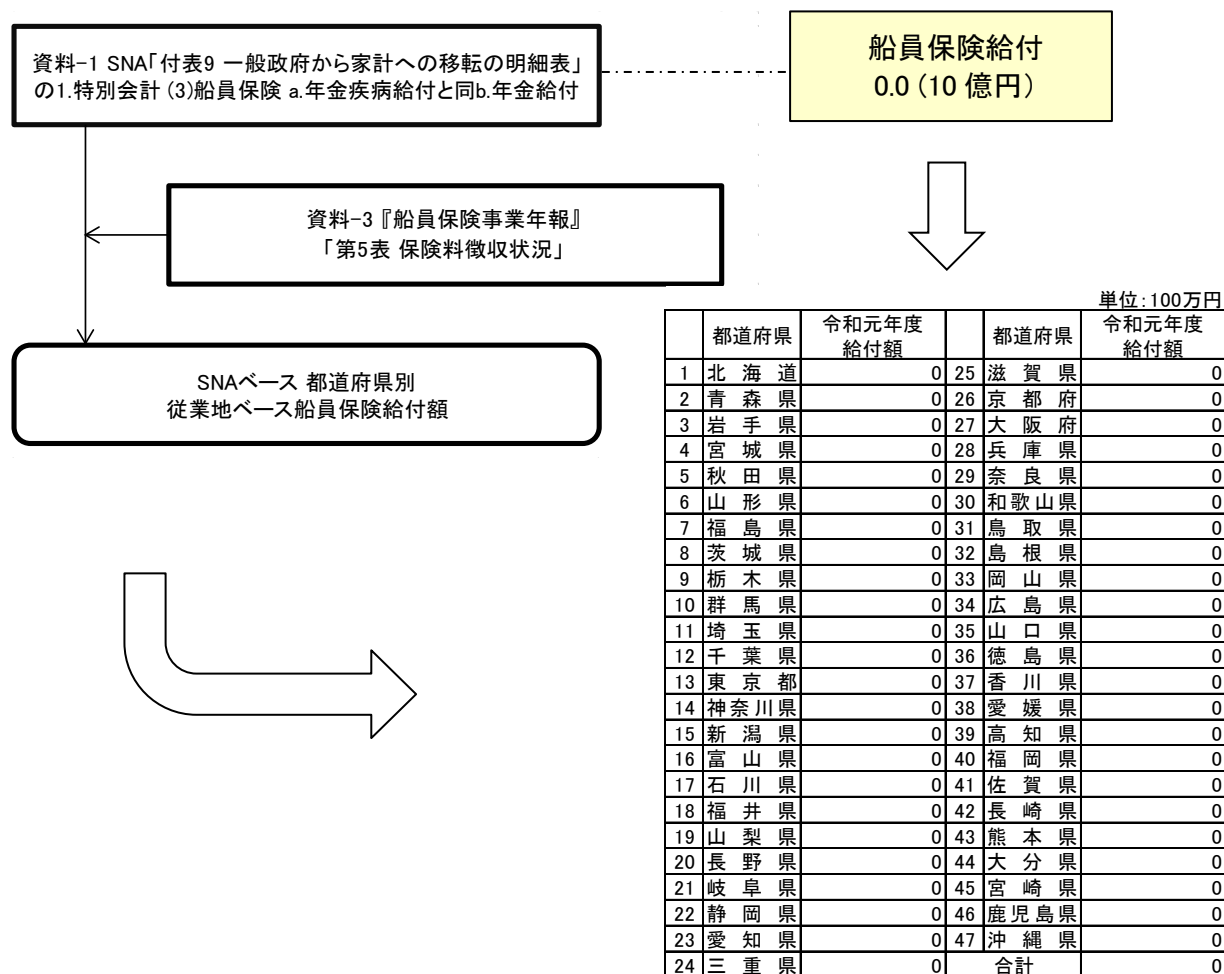
①使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）---「付表9 一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）」
- ・資料-2 『事業年報』（厚生労働省）---統計表編-都道府県・社会保険事務所編 3. 船員保険 - 「第5表 保険料徴収状況」
- ・資料-3 『船員保険事業年報』（全国健康保険組合）---「第5表 保険料徴収状況」
- ・資料-4 『船員保険事業年報』（全国健康保険組合）---「第1表 摘要状況」

②推計方法

- ・各都道府県の船員保険給付の推計は、資料-1の国民経済計算「付表9. 一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）」の「1. 特別会計（4）船員保険」の現物社会移転以外の社会給付（疾病給付と年金給付の合計）をコントロール・トータルとして、資料-2、3の船員保険徴収金額の都道府県構成比（2009年度については資料-4の平均被保険者数×標準報酬月額都道府県構成比）で分割する。2010年度以降は資料-1でblankとなっているので計上しない。

③推計フロー



2.1.7 その他

(1) 給付

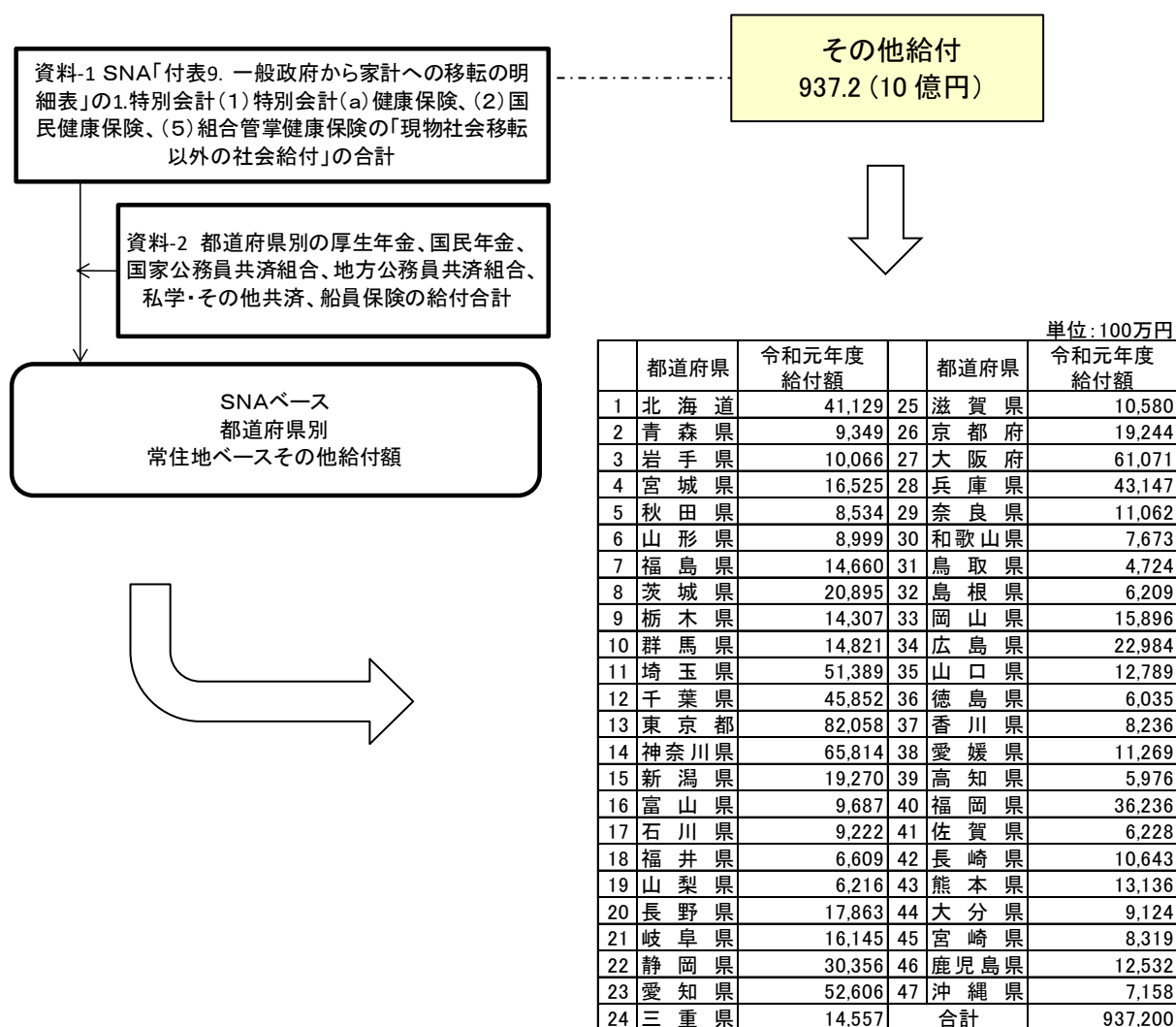
①使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）--- 「付表9 一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）」
- ・資料-2 本調査で推計した都道府県別の厚生年金、国民年金、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、私学・その他共済、及び船員保険の給付合計

②推計方法

- ・各都道府県のその他給付の推計は、資料-1「付表9. 一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）」の1. 特別会計（1）特別会計（a）健康保険、同（2）国民健康保険及び（5）組保管掌健康保険の「現物社会移転以外の社会給付」の合計を、資料-2 の厚生年金保険給付、国民年金保険給付、国家公務員共済給付、地方公務員共済給付、私学・その他共済給付、船員保険給付の合計金額の都道府県構成比で分割する。

③推計フロー



2.2 医療・介護部門

2.2.1 組合管掌健康保険

(1) 負担

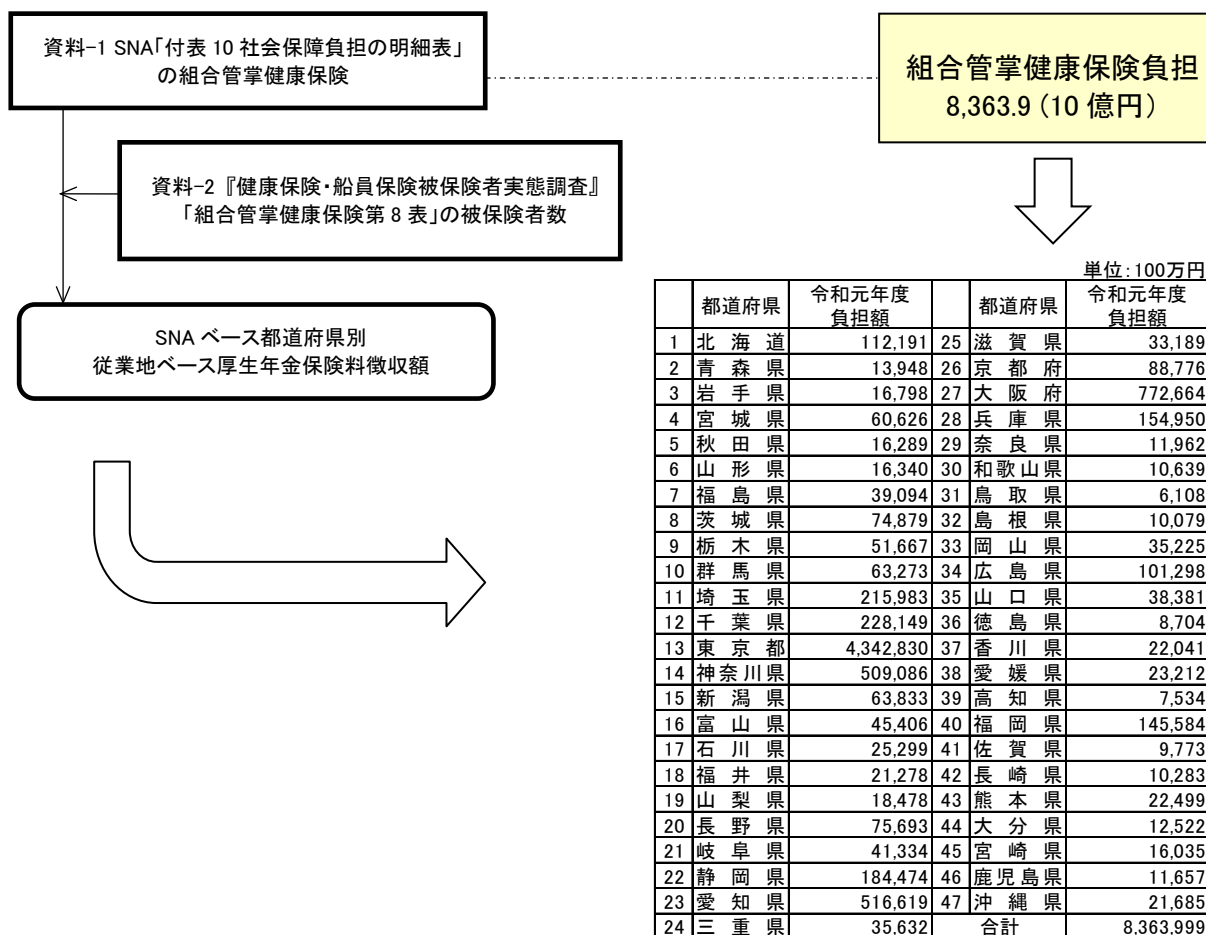
① 使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）---「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2 『健康保険・船員保険被保険者実態調査』（厚生労働省）---「組合管掌健康保険 第 8 表 都道府県別・被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数、平均年齢、被扶養者数及び扶養率」

② 推計方法

- ・都道府県別の組合管掌健康保険負担の推計は、資料-1 の「付表 10 社会保障負担明細表」の 4. 組合管掌健康保険をコントロール・トータルとして、これを事業所ベースの被保険者数の都道府県構成比で分割する。

③ 推計フロー



2.2.2 政府(協会)管掌健康保険

(1)負担

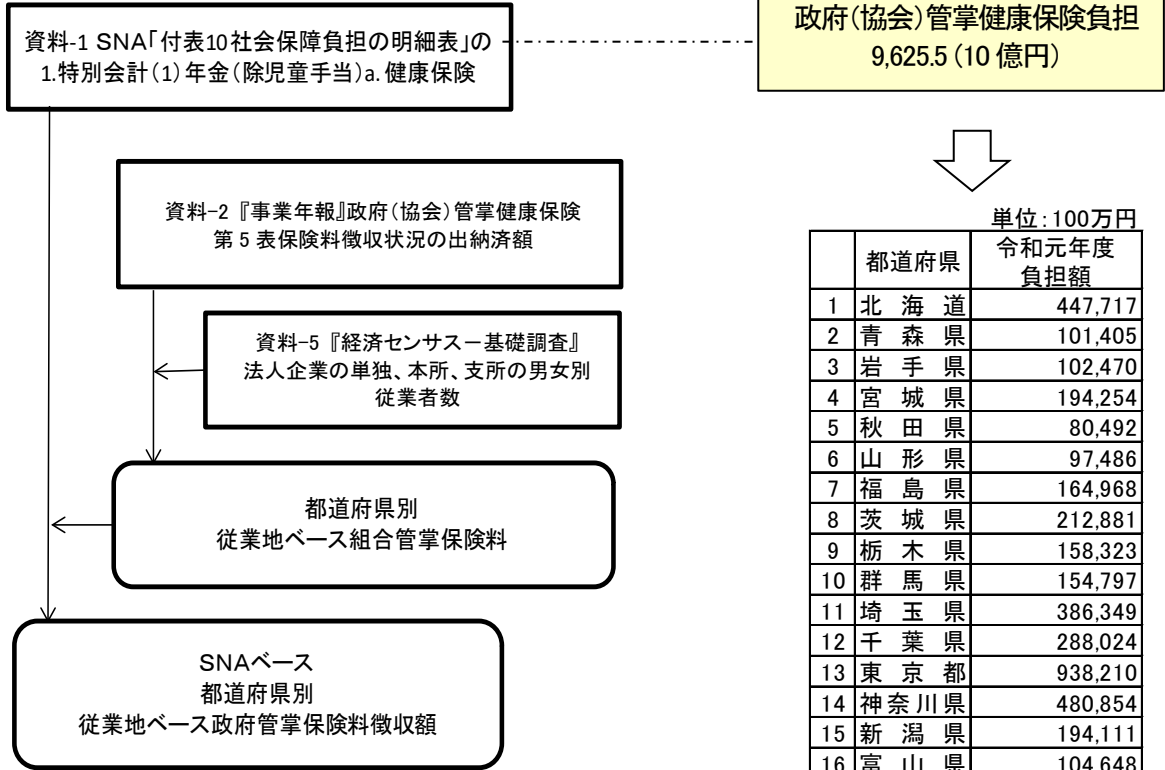
①使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）---「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2 『事業年報』（全国健康保険協会。平成 19 年度以前は厚生労働省）---統計表編（都道府県編）「第 5 表保険料徴収状況」
- ・資料-3 『事業所・企業統計調査』（総務省）…「第 10 表 産業（大分類），開設時期（13 区分），本所・支所（3 区分），経営組織（5 区分）別民営事業所数及び男女別従業者数—都道府県」
- ・資料-4 『事業所・企業統計調査』（総務省）…「第 13 表 本所・支所の所在地別企業数，事業所数及び男女別従業者数（複数事業所企業）—全国，都道府県，16 大都市，14 大都市圏」
- ・資料-5 『経済センサス—基礎調査』（総務省）…事業所に関する集計「第 11 表 本所・支所（3 区分），本所の所在地別民営事業所数及び男女別従業者数（外国の会社を除く会社）—全国，都道府県，県庁所在市，人口 30 万人以上市」

②推計方法

- ・都道府県別の政府管掌健康保険負担の推計は、資料-1 の「付表 10 社会保障負担明細表」の「1. 特別会計（1）年金（除児童手当）a. 健康保険」をコントロール・トータルとして、これを従業地ベースの政府（協会）管掌保険料の都道府県構成比で分割する。
- ・従業地ベースの政府（協会）管掌健康保険料は、資料-2 の収納済額を、組合管掌健康保険の場合と同様に、資料-5（平成 19 年度以前は資料-3 および 4）から推計した本所地別従業者別法人企業従業者数を用いて本所地ベースを従業地ベースに変換して推計する。

③推計フロー

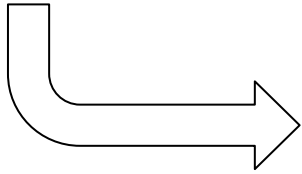


政府(協会)管掌健康保険負担
9,625.5 (10 億円)



単位:100万円

	都道府県	令和元年度 負担額
1	北海道	447,717
2	青森県	101,405
3	岩手県	102,470
4	宮城県	194,254
5	秋田県	80,492
6	山形県	97,486
7	福島県	164,968
8	茨城県	212,881
9	栃木県	158,323
10	群馬県	154,797
11	埼玉県	386,349
12	千葉県	288,024
13	東京都	938,210
14	神奈川県	480,854
15	新潟県	194,111
16	富山県	104,648
17	石川県	115,782
18	福井県	75,914
19	山梨県	67,717
20	長野県	165,668
21	岐阜県	187,985
22	静岡県	293,588
23	愛知県	634,190
24	三重県	156,450
25	滋賀県	111,903
26	京都府	196,583
27	大阪府	713,512
28	兵庫県	396,710
29	奈良県	88,236
30	和歌山県	70,521
31	鳥取県	50,639
32	島根県	61,191
33	岡山県	183,517
34	広島県	258,539
35	山口県	115,776
36	徳島県	69,635
37	香川県	91,682
38	愛媛県	119,191
39	高知県	61,442
40	福岡県	429,307
41	佐賀県	78,471
42	長崎県	109,769
43	熊本県	155,750
44	大分県	101,724
45	宮崎県	98,588
46	鹿児島県	144,816
47	沖縄県	113,716
	合計	9,625,501



2. 2. 3 国民健康保険等

(1) 負担

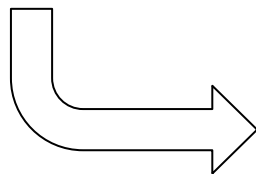
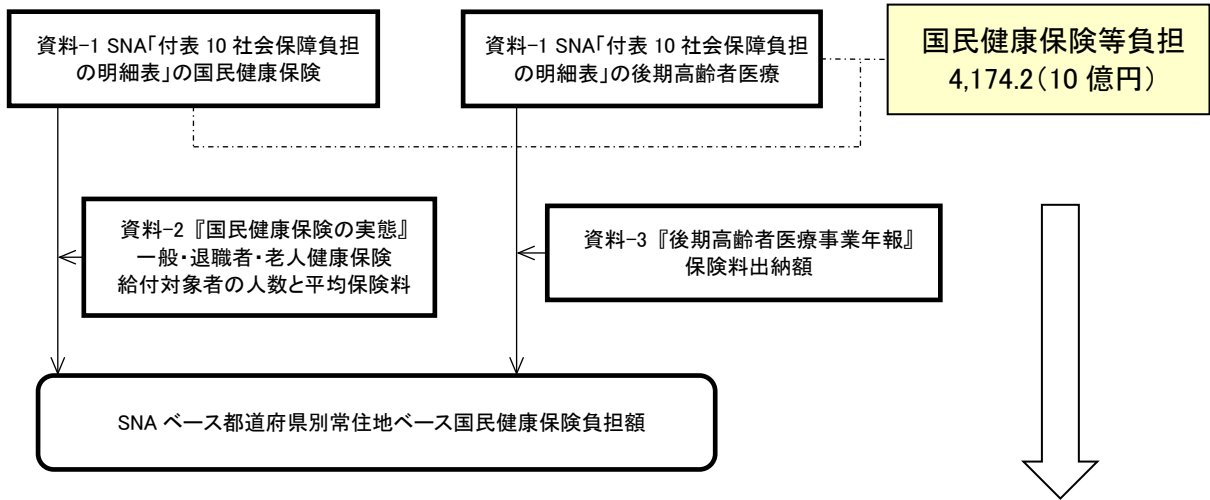
① 使用データ

- ・ 資料-1 『国民経済計算』（内閣府）--- 「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・ 資料-2 『国民健康保険の実態』（国民健康保険中央会）… 「保険料（税）収納状況及び経理関係諸率」
- ・ 資料-3 『後期高齢者医療事業年報』（厚生労働省）… 「第 4 表 都道府県別経理状況（1）保険料出納状況」の出納額

② 推計方法

- ・ 都道府県別の国民健康保険負担の推計は、資料-1「付表 10 社会保障負担明細表」の「2. 国民健康保険」をコントロール・トータルとして、これを資料-2 の一般、退職者、老人保健医療給付対象者（老人保健は平成 19 年度まで）の人数に、それぞれに該当する一人当たり保険料を乗じて推計した保険料収入を合算した都道府県構成比によって分割する。
- ・ さらに、平成 20 年度以降については、資料-1「付表 10 社会保障負担の明細表」における後期高齢者医療の額を資料-3 の値で都道府県別に按分し、従来の国民健康負担に合算した。
- ・ 国民健康保険、後期高齢者医療の両者を合算した額を「国民健康保険負担」とする。

③推計フロー



単位:100万円

	都道府県	令和元年度 負担額		都道府県	令和元年度 負担額
1	北海道	166,869	25	滋賀県	39,482
2	青森県	38,375	26	京都府	80,091
3	岩手県	32,031	27	大阪府	290,483
4	宮城県	62,276	28	兵庫県	180,222
5	秋田県	26,564	29	奈良県	45,188
6	山形県	33,831	30	和歌山県	32,163
7	福島県	47,576	31	鳥取県	15,517
8	茨城県	91,918	32	島根県	19,228
9	栃木県	67,216	33	岡山県	57,224
10	群馬県	62,704	34	広島県	86,878
11	埼玉県	233,998	35	山口県	45,002
12	千葉県	194,701	36	徳島県	23,118
13	東京都	628,392	37	香川県	30,109
14	神奈川県	306,227	38	愛媛県	39,518
15	新潟県	60,287	39	高知県	23,632
16	富山県	30,857	40	福岡県	151,873
17	石川県	34,484	41	佐賀県	28,117
18	福井県	22,760	42	長崎県	43,965
19	山梨県	27,655	43	熊本県	56,179
20	長野県	67,834	44	大分県	32,873
21	岐阜県	65,050	45	宮崎県	33,624
22	静岡県	121,812	46	鹿児島県	45,424
23	愛知県	252,955	47	沖縄県	39,601
24	三重県	58,318		合計	4,174,201

2.2.4 国家公務員共済組合

(1) 負担

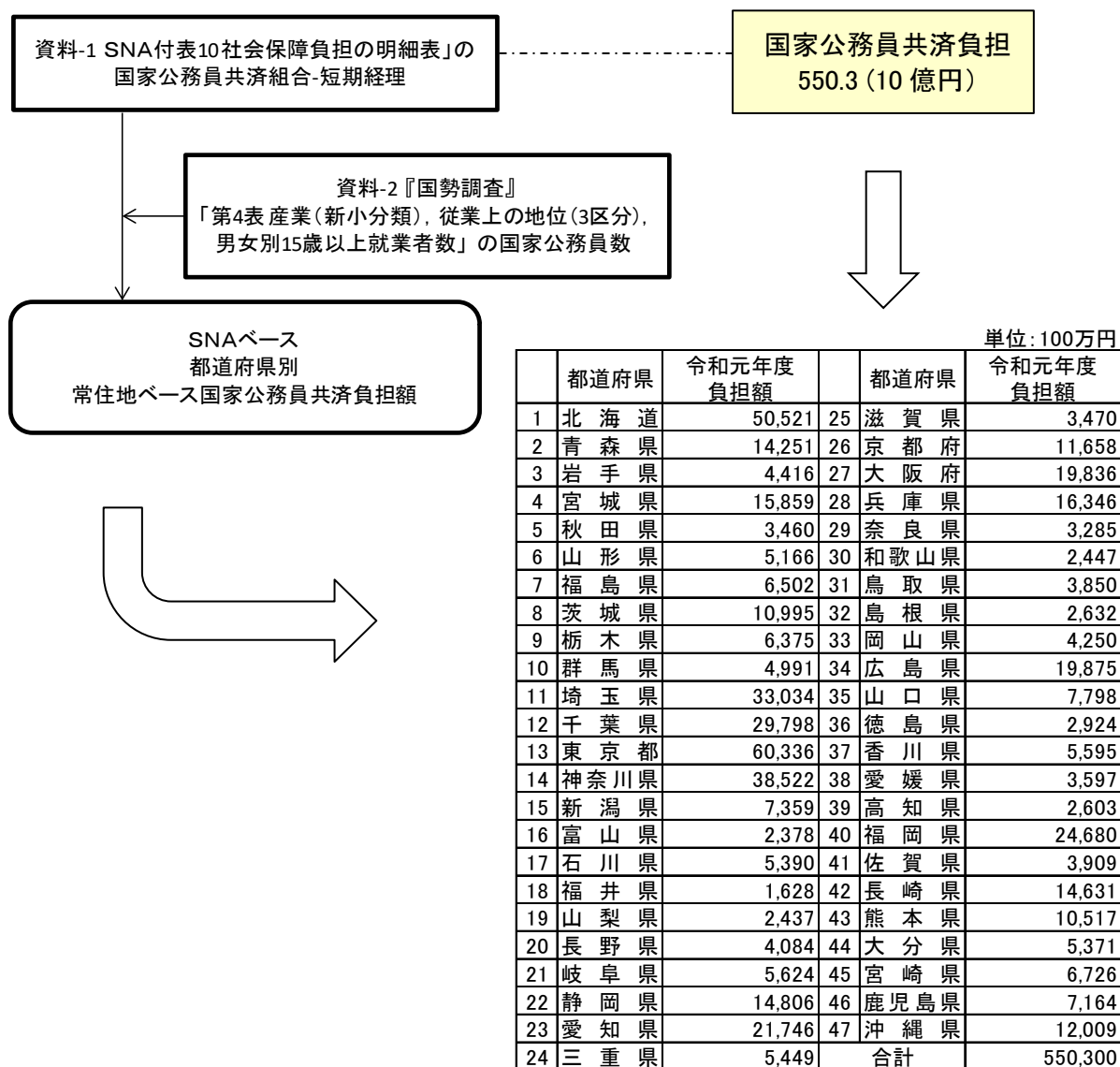
① 使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）--- 「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2 『国勢調査』（総務省）--- 抽出詳細集計「第5表 従業上の地位(8区分), 産業(小分類), 男女別 15歳以上就業者数」

② 推計方法

- ・都道府県別の国家公務員共済組合負担の推計は、資料-1 の「付表 10 社会保障負担明細表」の「3. 共済組合（1）国家公務員共済組合 a. 短期経理」をコントロール・トータルとして、これを資料-2 の国家公務員数の都道府県構成比で分割する。

③ 推計フロー



2.2.5 地方公務員共済組合

(1) 負担

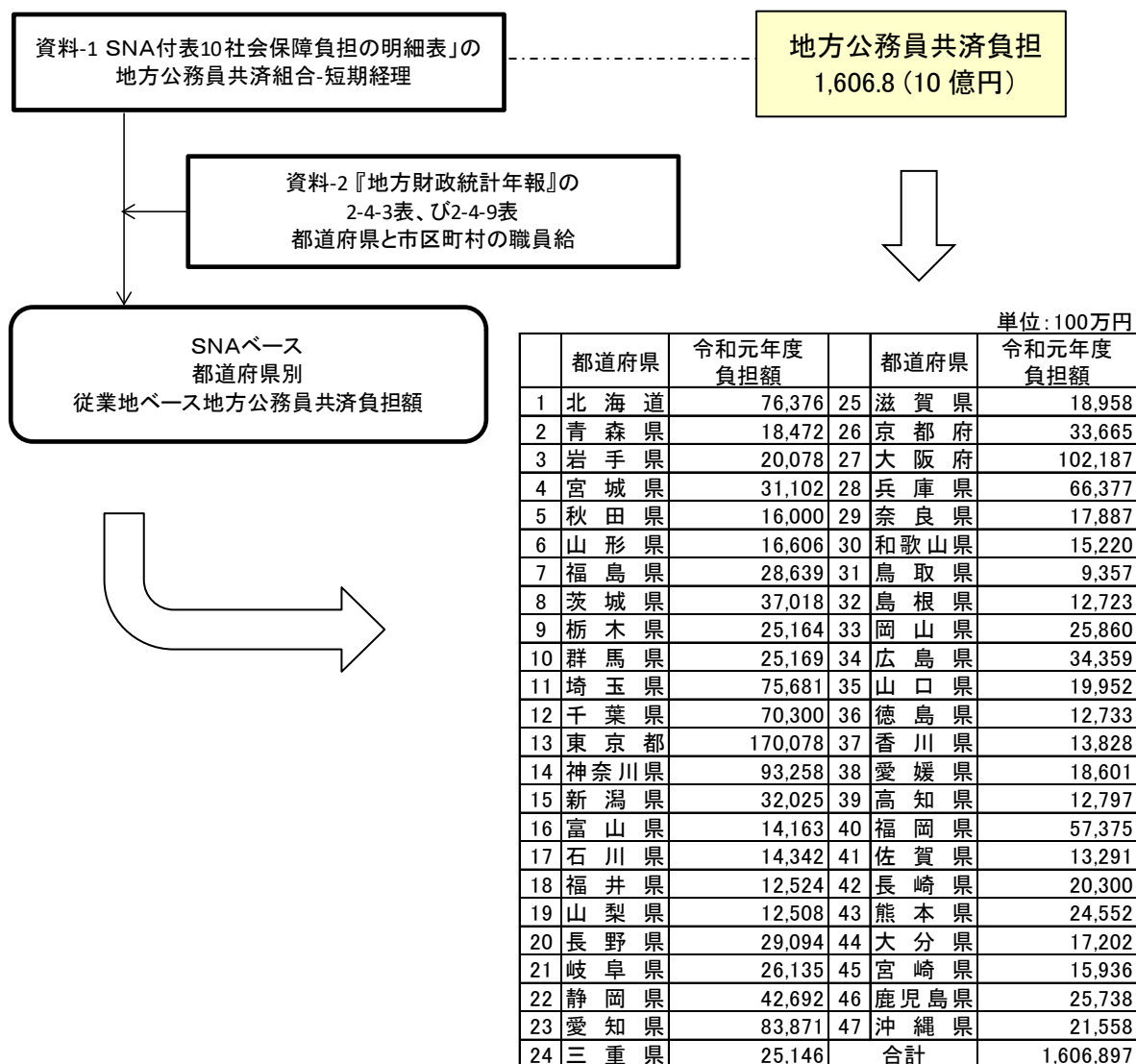
① 使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）--- 「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2 『地方財政統計年報』（総務省）--- 「2-4-3 表 都道府県別性質別歳出決算」、「2-4-9 表 市町村別性質別歳出決算」

② 推計方法

- ・都道府県別の地方公務員共済組合負担の推計は、資料-1 の「付表 10 社会保障負担明細表」の「3. 共済組合（2）地方公務員共済組合 a. 短期経理」をコントロール・トータルとして、これを資料-2 から求めた都道府県と市区町村を合わせた職員給の都道府県構成比で分割する。

③ 推計フロー



2.2.6 私学・その他共済

(1) 負担

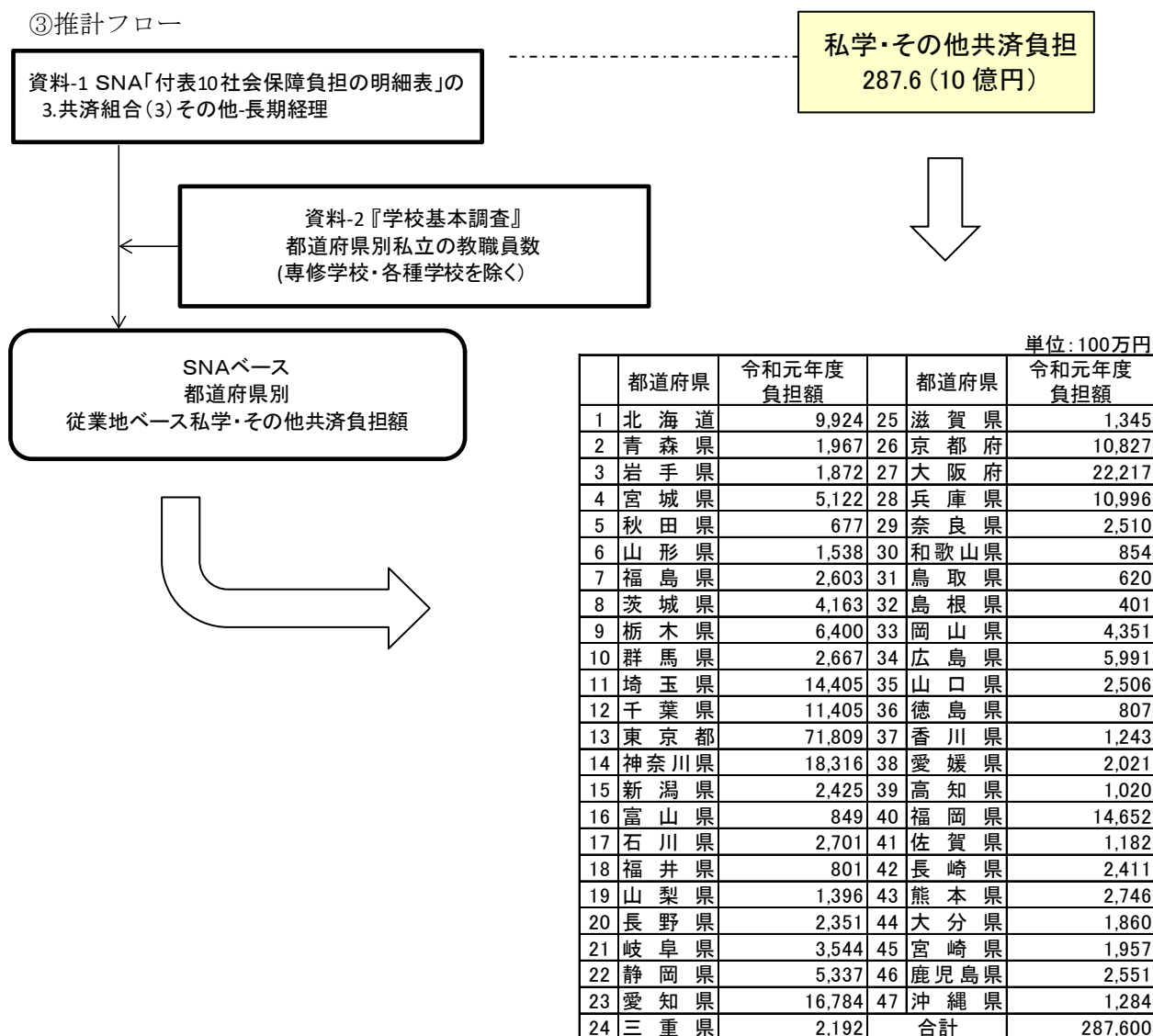
① 使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）--- 「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2 『学校基本調査』（文部科学省）--- 「初等中等教育機関、専修学校・各種学校編」、
「高等教育機関編」

② 推計方法

- ・都道府県別の私学・その他共済の負担の推計は、資料-1 の「付表 10 社会保障負担明細表」の「3. 共済組合 (3) その他 a. 短期経理」をコントロール・トータルとして、これを資料-2 の専修学校・各種学校を除く私学の教職員数の都道府県構成比で分割する（データ等の制約から、都道府県間の給与水準の違いは反映できていない）。なお、資料2の詳細については、2. 1. 5【負担】を参照。

③ 推計フロー



2.2.7 船員保険

(1) 負担

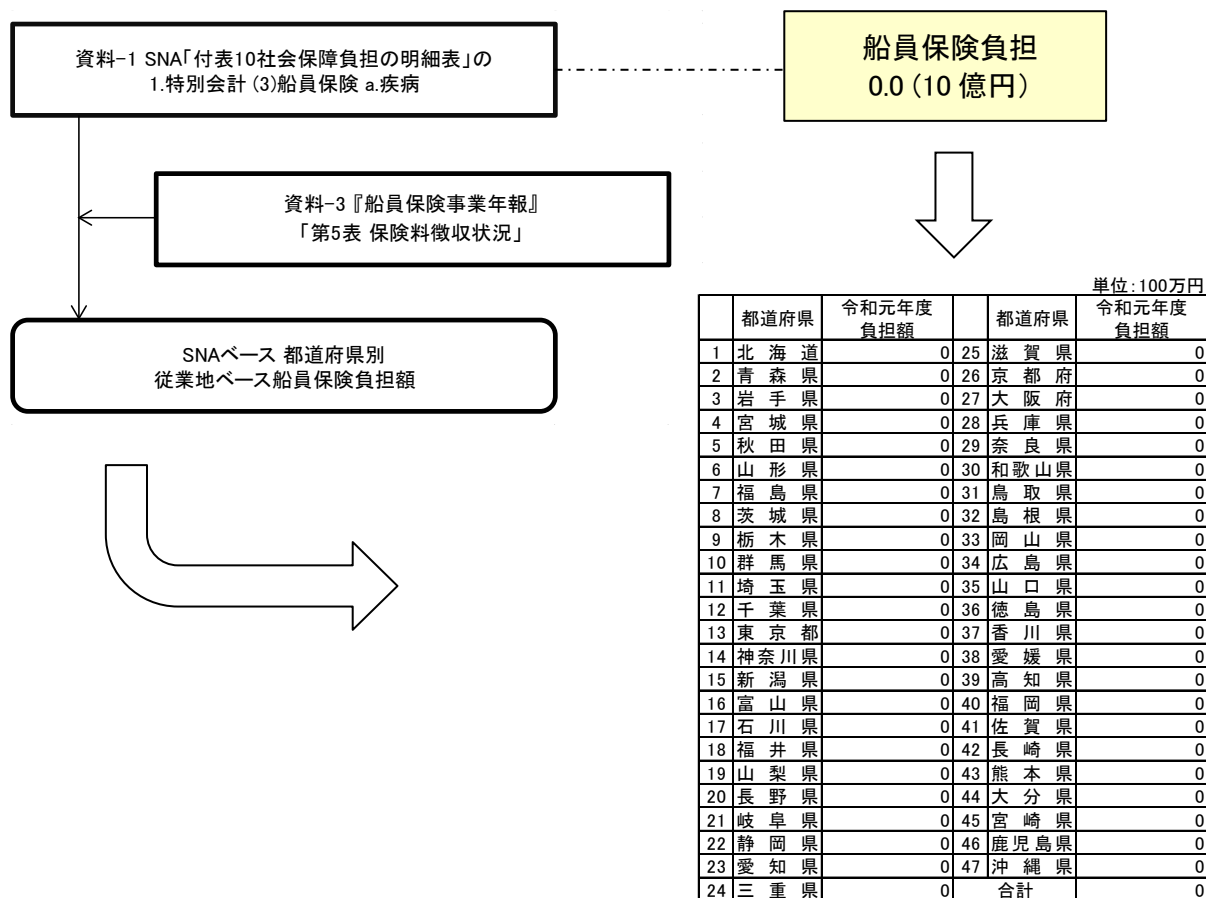
① 使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）---「付表 10 社会保障負担の明細表」
- ・資料-2 『事業年報』（厚生労働省）---統計表編-都道府県・社会保険事務所編 3. 船員保険 - 「第 5 表 保険料徴収状況」
- ・資料-3 『船員保険事業年報』（全国健康保険協会）---統計表（都道府県編）「第 5 表 保険料徴収状況」
- ・資料-4 『船員保険事業年報』（全国健康保険組合）---「第 1 表 摘要状況」

② 推計方法

- ・都道府県別の船員保険の負担の推計は、資料-1 の「付表 10 社会保障負担明細表」の「1. 特別会計 (3) 船員保険 a. 疾病」をコントロール・トータルとして、これを資料-2、3 の船員保険徴収金額の都道府県構成比で分割する。なお、2009 年度については資料-4 の平均被保険者数×標準報酬月額 of 都道府県構成比で分割する。2010 年度以降は資料-1 で空白となっているので計上しない。

③ 推計フロー



2. 2. 8 若年医療給付(社会保険診療報酬支払基金分)

(1) 給付

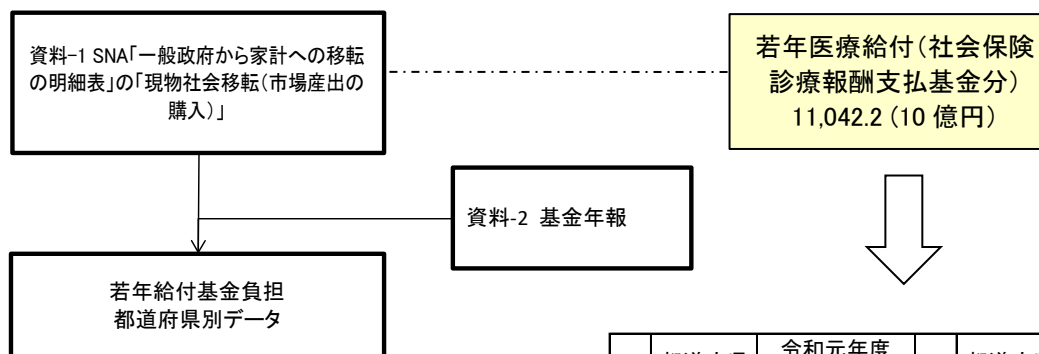
①使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算年報』(内閣府) ----5. 付表 9. 一般政府から家計への移転の明細表(社会保障関係) の 1. 社会保障給付のうち(1)a. (a)健康保険 (1)c. (a)疾病給付 (4)a. (a)短期経理 (4)b. (a)短期経理 (4)c. (a)短期経理 (5)組合管掌健康保険の現物社会移転(市場産出の購入)
- ・資料-2 『基金年報』(社会保険診療報酬支払基金) ----第 5 表(続) 支部別保険者別診療報酬等支払状況 総計の支払確定額(平成 19 年度までは、左記額より市町村及び特別区(老人保健)支払額を控除)

②推計方法

- ・資料-1 の各項目の合計値をコントロール・トータルとする。これを資料-2 で按分したものを推計値とする。

③推計フロー



単位:100万円

	都道府県	令和元年度 負担額		都道府県	令和元年度 負担額
1	北海道	550,399	25	滋賀県	103,323
2	青森県	110,587	26	京都府	221,771
3	岩手県	93,087	27	大阪府	956,179
4	宮城県	198,127	28	兵庫県	489,150
5	秋田県	83,474	29	奈良県	107,185
6	山形県	83,052	30	和歌山県	76,889
7	福島県	145,121	31	鳥取県	48,985
8	茨城県	210,496	32	島根県	52,943
9	栃木県	163,844	33	岡山県	176,046
10	群馬県	148,060	34	広島県	250,517
11	埼玉県	521,215	35	山口県	106,837
12	千葉県	480,915	36	徳島県	68,000
13	東京都	1,438,367	37	香川県	87,381
14	神奈川県	760,099	38	愛媛県	112,571
15	新潟県	168,501	39	高知県	64,302
16	富山県	78,738	40	福岡県	531,091
17	石川県	95,280	41	佐賀県	73,385
18	福井県	61,798	42	長崎県	119,814
19	山梨県	61,674	43	熊本県	151,531
20	長野県	147,606	44	大分県	106,183
21	岐阜県	143,552	45	宮崎県	91,127
22	静岡県	275,781	46	鹿児島県	143,861
23	愛知県	614,463	47	沖縄県	138,589
24	三重県	130,307		合計	11,042,203

2.2.9 若年医療給付(国保・一般、退職者、組合給付分)

(1) 給付

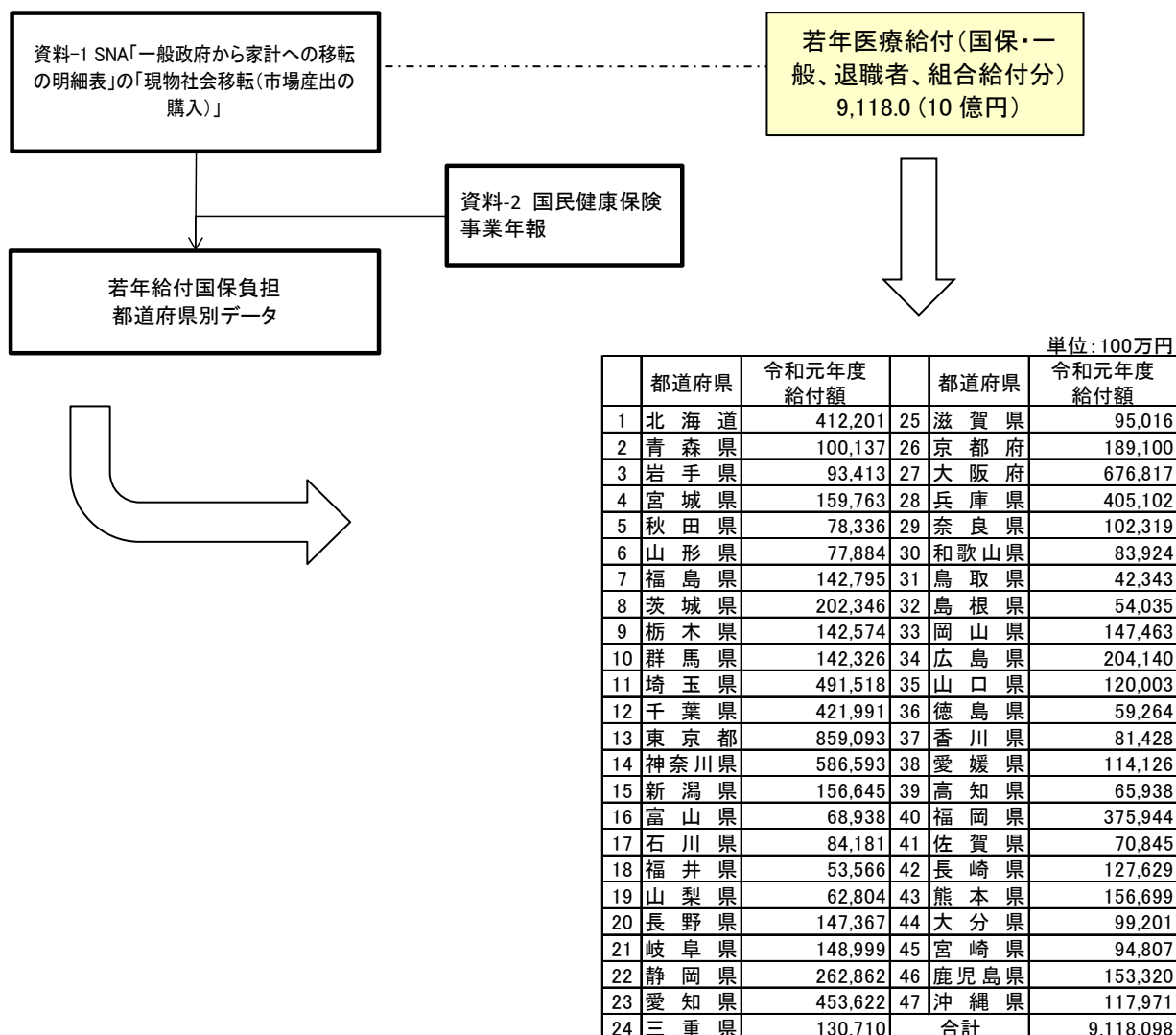
①使用データ

- 資料-1 『国民経済計算年報』(内閣府) ----5. 付表 9. 一般政府から家計への移転の明細表(社会保障関係)の1. 社会保障給付のうち(2)国民健康保険の現物社会移転(市場産出の購入)
- 資料-2 『国民健康保険事業年報』(厚生労働省) ----11 表 都道府県別医療費の状況(その1) 保険者負担額(平成19年度までは、左記額より老人保健負担分を控除)

②推計方法

- 資料-1の各項目の合計値をコントロール・トータルとする。これを資料-2で按分したものを推計値とする。

③推計フロー



2. 2. 10 老人保健医療(後期高齢者医療)給付

(1)給付

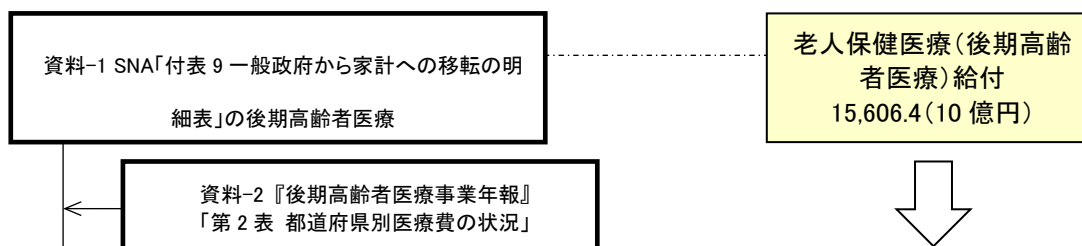
①使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算年報』(内閣府) ----5. 付表 9. 一般政府から家計への移転の明細表(社会保障関係) の(3)後期高齢者医療の「合計」
- ・資料-2 『後期高齢者医療年報』(厚生労働省) ----第 2 表 都道府県別医療費の状況 (1)医療費の状況
- ・資料-3 『基金年報』(社会保険診療報酬支払基金) ----第 5 表 (続) 支部別保険者別診療報酬等支払状況 市町村及び特別区(老人保健)支払額
- ・資料-4 『国民健康保険事業年報』(厚生労働省) ----表 11 表 都道府県別医療費の状況(その6)老人保健負担分

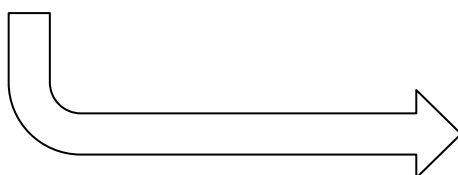
②推計方法

- ・平成 20 年度以降については、資料-1 の額を資料-2 の値で都道府県別に按分することで老人給付負担を算出した。
- ・平成 19 年度以前は従来どおり算出した基金負担分、国保負担分に分けて推計した額を合算した。

③推計フロー



SNA ベース都道府県別
従業地ベース厚生年金保険料徴収額



老人保健医療(後期高齢者医療)給付
15,606.4(10億円)

単位:100万円

	都道府県	令和元年度 給付額
1	北海道	833,653
2	青森県	159,392
3	岩手県	153,341
4	宮城県	243,491
5	秋田県	142,830
6	山形県	149,644
7	福島県	232,997
8	茨城県	324,127
9	栃木県	205,783
10	群馬県	230,538
11	埼玉県	725,848
12	千葉県	627,461
13	東京都	1,360,670
14	神奈川県	914,988
15	新潟県	263,665
16	富山県	154,294
17	石川県	156,262
18	福井県	103,855
19	山梨県	101,473
20	長野県	271,992
21	岐阜県	244,571
22	静岡県	415,680
23	愛知県	834,525
24	三重県	214,641
25	滋賀県	154,505
26	京都府	352,030
27	大阪府	1,147,645
28	兵庫県	745,236
29	奈良県	183,636
30	和歌山県	144,482
31	鳥取県	78,855
32	島根県	109,137
33	岡山県	265,915
34	広島県	406,956
35	山口県	231,286
36	徳島県	123,024
37	香川県	139,796
38	愛媛県	205,031
39	高知県	137,935
40	福岡県	745,290
41	佐賀県	123,757
42	長崎県	221,481
43	熊本県	279,071
44	大分県	185,119
45	宮崎県	149,101
46	鹿児島県	271,366
47	沖縄県	140,123
	合計	15,606,498

2. 2. 11 介護

(1) 負担

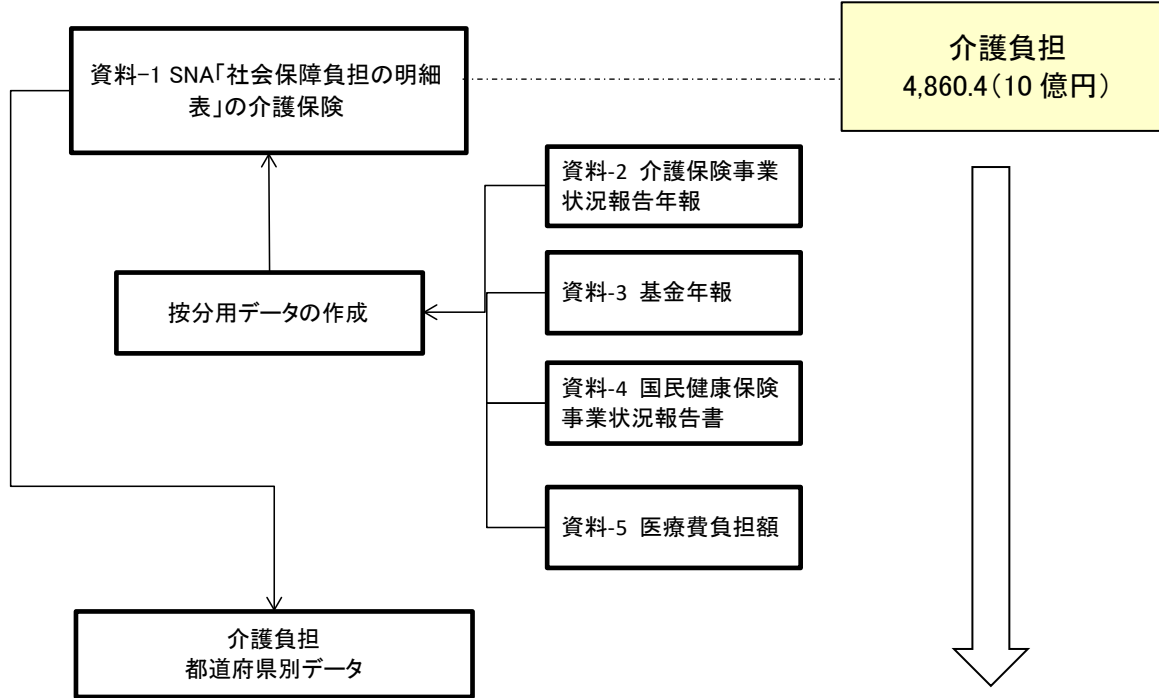
① 使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算年報』（内閣府）----付表 10. 社会保障負担の明細表の介護保険 合計値
- ・資料-2 『介護保険事業状況報告年報』（厚生労働省）----第 13 表 都道府県別保険料収納額 収納額累計（第 1 号被保険者負担額）
- ・資料-3 『基金年報』（社会保険診療報酬支払基金）----事業概況 事業等の状況 9 介護保険関係業務の状況 介護給付費納付金徴収額決定状況（第 2 号被保険者負担額のうち、政管健保、組合健保、船員健保、共済組合の暫定的なコントロール・トータル用）
- ・資料-4 『国民健康保険事業状況報告書』（厚生労働省）----B 表 介護納付金（第 2 号被保険者負担額のうち、国民健保の暫定的なコントロール・トータル用）
- ・資料-5 『医療費負担額』（本調査）

② 推計方法

- ・資料-1 の介護保険の合計値をコントロール・トータルとする。また、介護負担額は、第 1 号被保険者負担額（資料-2）と第 2 号被保険者負担額（資料-3、資料-4）から構成されており、さらに第 2 号被保険者負担額は政管健保、組合健保、船員健保、共済組合、国民健保から構成されている。
- ・資料-2 より第 1 号被保険者負担額の都道府県別データを得る。資料-3、資料-4 より第 2 号被保険者負担額の暫定的なコントロール・トータルを得る。但し、第 1 号被保険者負担額と暫定的なコントロール・トータルの合計は資料-1 のコントロール・トータルには一致しない。また、都道府県別負担額を捕捉する統計がないので、この暫定的なコントロール・トータルを資料-5 により按分して都道府県データを作成する。これらの政管健保等の負担分を合計したもので資料-1 のコントロール・トータルを按分して都道府県データを作成する。

③推計フロー



単位:100万円

	都道府県	令和元年度 負担額		都道府県	令和元年度 負担額
1	北海道	188,688	25	滋賀県	46,869
2	青森県	46,690	26	京都府	93,057
3	岩手県	42,511	27	大阪府	355,041
4	宮城県	77,258	28	兵庫県	194,037
5	秋田県	36,643	29	奈良県	46,899
6	山形県	41,495	30	和歌山県	35,790
7	福島県	62,321	31	鳥取県	20,608
8	茨城県	99,574	32	島根県	25,837
9	栃木県	71,026	33	岡山県	69,385
10	群馬県	72,362	34	広島県	105,314
11	埼玉県	231,526	35	山口県	52,116
12	千葉県	200,593	36	徳島県	27,908
13	東京都	813,095	37	香川県	37,136
14	神奈川県	320,288	38	愛媛県	49,464
15	新潟県	81,989	39	高知県	26,294
16	富山県	41,643	40	福岡県	176,075
17	石川県	43,146	41	佐賀県	31,239
18	福井県	29,272	42	長崎県	50,000
19	山梨県	30,723	43	熊本県	65,245
20	長野県	78,263	44	大分県	39,530
21	岐阜県	74,696	45	宮崎県	38,951
22	静岡県	139,203	46	鹿児島県	55,459
23	愛知県	283,353	47	沖縄県	45,185
24	三重県	66,605		合計	4,860,402

(2) 給付

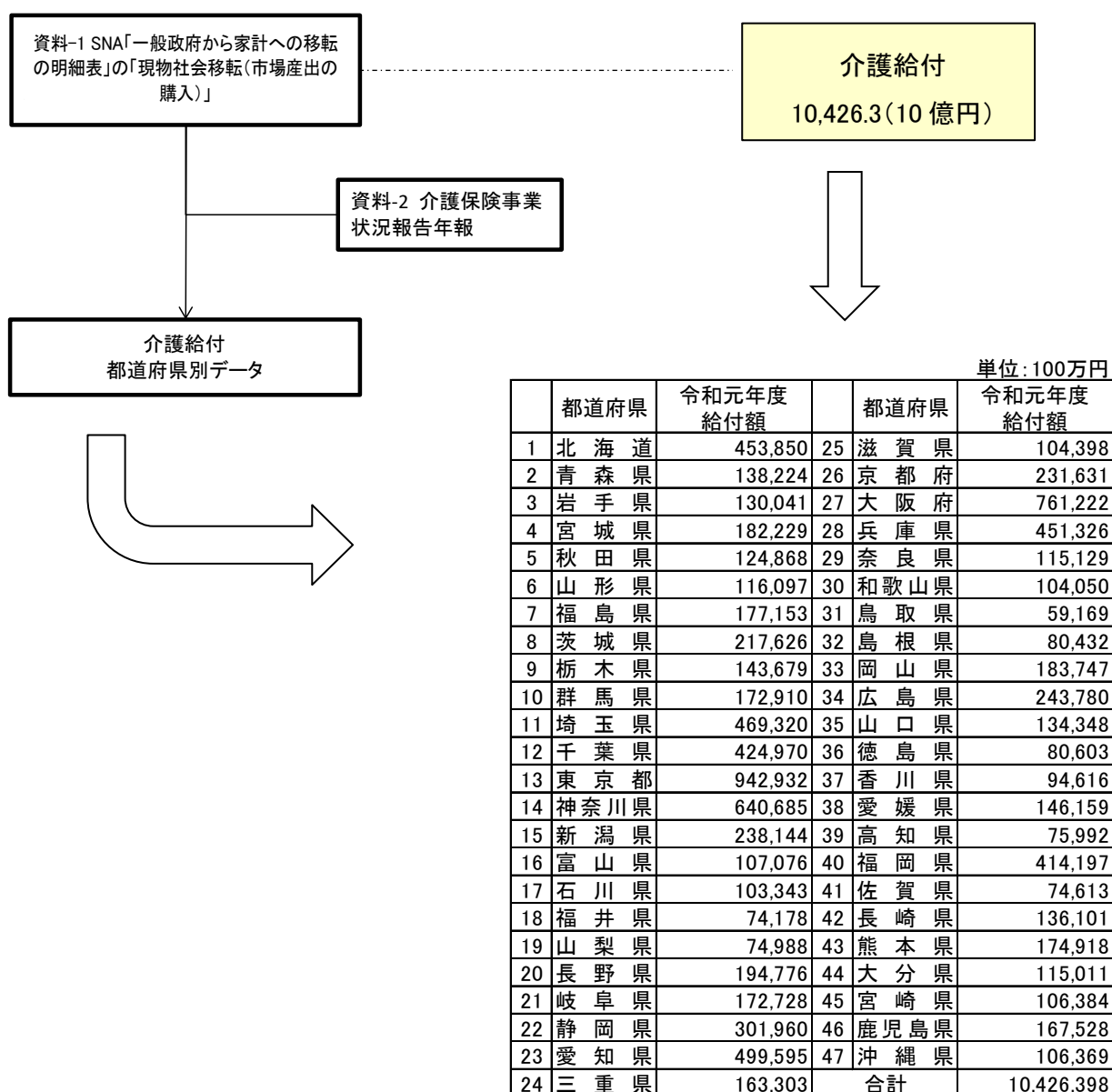
①使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算年報』(内閣府) ----5. 付表 9. 一般政府から家計への移転の明細表 (社会保障関係) のうち介護保険の現物社会移転(市場産出の購入)
- ・資料-2 『介護保険事業状況報告年報』(厚生労働省) ----第12表 都道府県別保険給付支払額(その2) 合計 支払済額累計

②推計方法

- ・資料-1 の介護保険の合計値をコントロール・トータルとする。また、これを資料-2 のデータにより都道府県別に按分する。

③推計フロー



2.3 税金部門

2.3.1 所得税

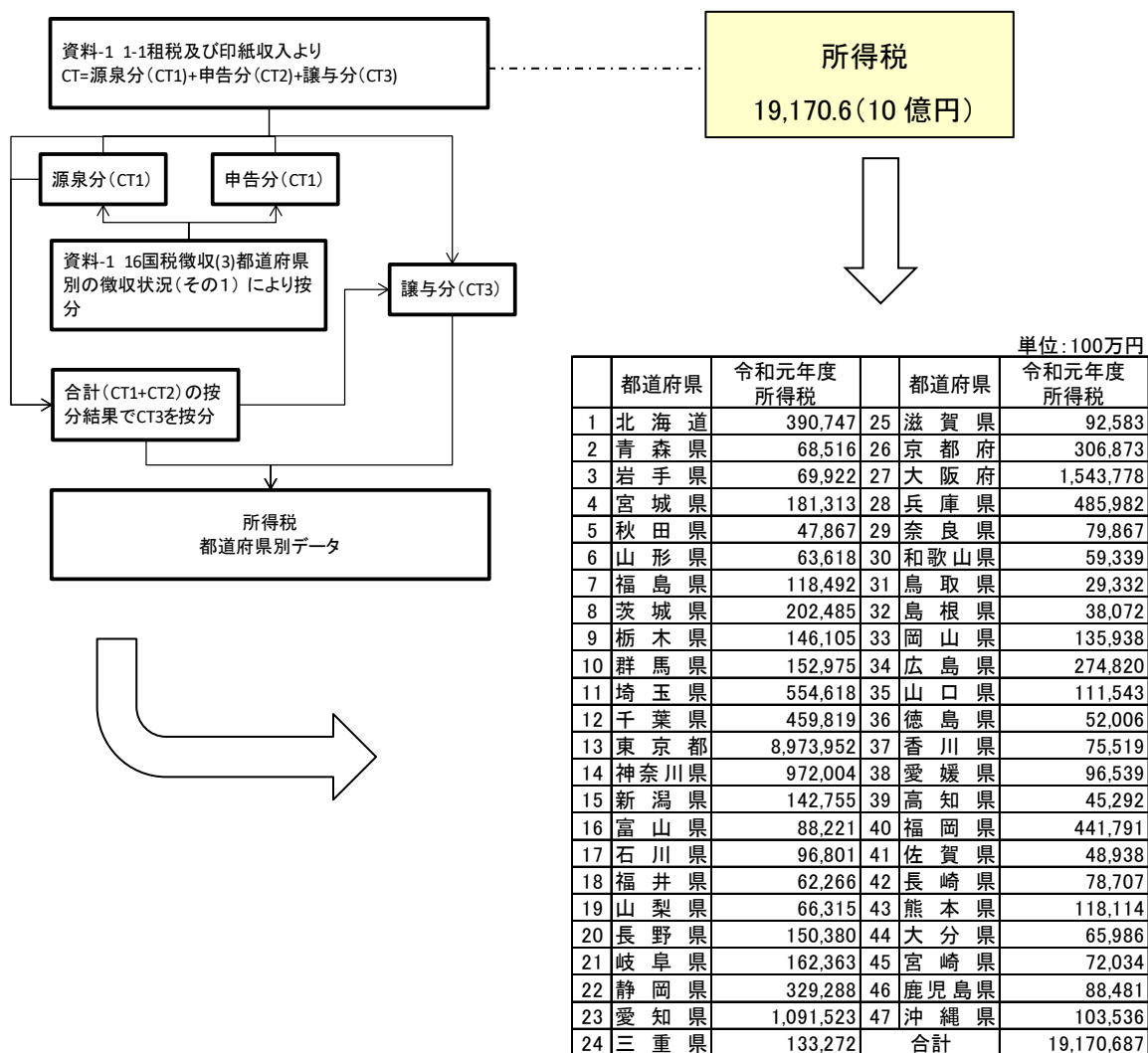
①使用データ

- 資料-1 『国税庁統計年報書』（国税庁）----1-1 租税及び印紙収入、16 国税徴収(3)都道府県別の所得税の徴収状況（その1）

②推計方法

- 所得税の推計は、まずコントロール・トータルを資料-1 の 1-1 租税及び印紙収入の源泉分、申告分、所得税（譲与分）の合計値とする。このうち源泉分、申告分を資料-1 の 16 国税徴収(3)都道府県別の徴収状況（その1）の源泉分及び申告分（平成 24 年度以降は復興特別所得税を含む）の都道府県別データにより按分する。所得税（譲与分）については、源泉分と申告分の合計値により按分する。

③推計フロー



注：CTはコントロール・トータルの略表記（以下、同様）

2.3.2 法人税

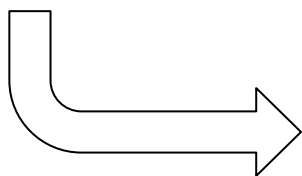
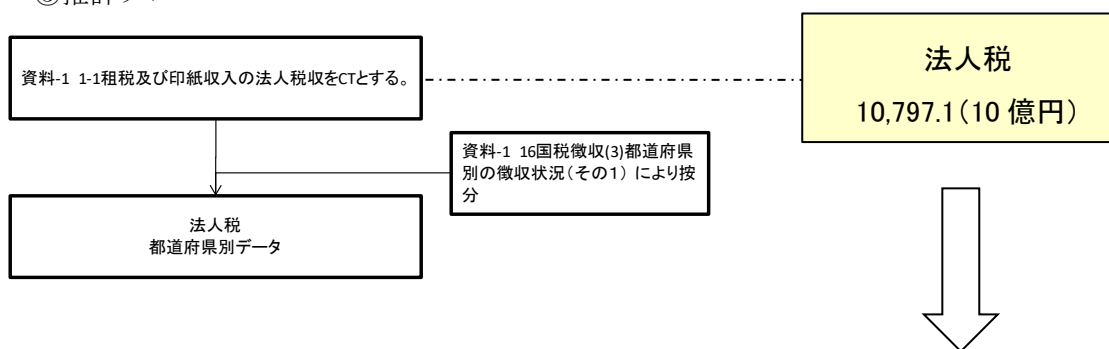
①使用データ

- 資料-1 『国税庁統計年報書』（国税庁）----1-1 租税及び印紙収入、16 国税徴収(3)都道府県別の法人税の徴収状況（その1）

②推計方法

- 法人税の推計は、まずコントロール・トータルを資料-1 の 1-1 租税及び印紙収入の法人税の値とする。このうち源泉分、申告分を資料-1 の 16 国税徴収(3)都道府県別の徴収状況（その1）の法人税（平成 24～26 年度は復興特別法人税を含む）の都道府県別データにより按分する。

③推計フロー



単位:100万円

	都道府県	令和元年度 法人税		都道府県	令和元年度 法人税
1	北海道	219,824	25	滋賀県	39,900
2	青森県	28,238	26	京都府	228,438
3	岩手県	31,529	27	大阪府	1,184,974
4	宮城県	83,831	28	兵庫県	240,064
5	秋田県	19,833	29	奈良県	27,063
6	山形県	25,533	30	和歌山県	27,708
7	福島県	52,678	31	鳥取県	13,224
8	茨城県	68,312	32	島根県	17,823
9	栃木県	55,609	33	岡山県	76,077
10	群馬県	83,550	34	広島県	162,344
11	埼玉県	205,348	35	山口県	62,365
12	千葉県	195,421	36	徳島県	28,630
13	東京都	5,218,352	37	香川県	45,369
14	神奈川県	370,675	38	愛媛県	76,787
15	新潟県	85,339	39	高知県	18,873
16	富山県	55,936	40	福岡県	255,279
17	石川県	58,978	41	佐賀県	25,956
18	福井県	42,446	42	長崎県	26,412
19	山梨県	29,914	43	熊本県	46,528
20	長野県	74,814	44	大分県	30,789
21	岐阜県	92,105	45	宮崎県	27,294
22	静岡県	164,267	46	鹿児島県	41,139
23	愛知県	709,882	47	沖縄県	65,500
24	三重県	56,159		合計	10,797,109

2.3.3 消費税

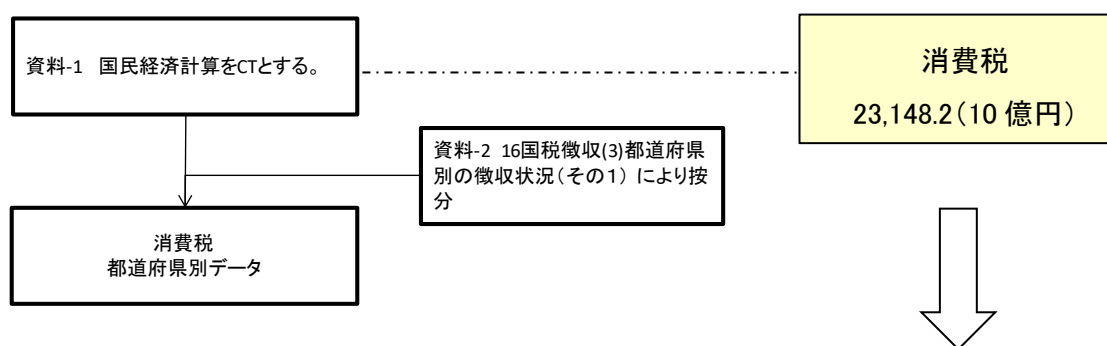
①使用データ

- 資料-1 『国民経済計算年報』（内閣府）----5. 付表 6-1. 一般政府の部門別勘定
1 (1)生産物に課される税 a . 付加価値型税 (VAT)の「合計」
- 資料-2 『国税庁統計年報書』（国税庁）----16 国税徴収 (3)都道府県別の消費税
の徴収状況（その1）

②推計方法

- 消費税の推計は、まずコントロール・トータルを資料-1 の値とする。これを資料-2 の 16 国税徴収 (3)都道府県別の徴収状況（その1）の消費税の都道府県別データにより按分する。

③推計フロー



単位:100万円

	都道府県	令和元年度 消費税		都道府県	令和元年度 消費税
1	北海道	601,741	25	滋賀県	123,966
2	青森県	130,216	26	京都府	363,368
3	岩手県	112,275	27	大阪府	2,058,055
4	宮城県	282,427	28	兵庫県	591,204
5	秋田県	78,073	29	奈良県	86,785
6	山形県	104,404	30	和歌山県	81,947
7	福島県	188,572	31	鳥取県	46,546
8	茨城県	275,158	32	島根県	62,155
9	栃木県	187,217	33	岡山県	215,589
10	群馬県	238,809	34	広島県	403,843
11	埼玉県	650,087	35	山口県	151,959
12	千葉県	514,970	36	徳島県	65,985
13	東京都	9,339,540	37	香川県	127,520
14	神奈川県	1,079,585	38	愛媛県	155,079
15	新潟県	258,815	39	高知県	62,437
16	富山県	169,667	40	福岡県	674,744
17	石川県	156,960	41	佐賀県	73,035
18	福井県	104,318	42	長崎県	108,593
19	山梨県	84,390	43	熊本県	160,304
20	長野県	228,311	44	大分県	110,944
21	岐阜県	249,597	45	宮崎県	92,490
22	静岡県	432,609	46	鹿児島県	138,153
23	愛知県	1,400,117	47	沖縄県	127,987
24	三重県	197,658		合計	23,148,204

2.3.4 自動車重量税

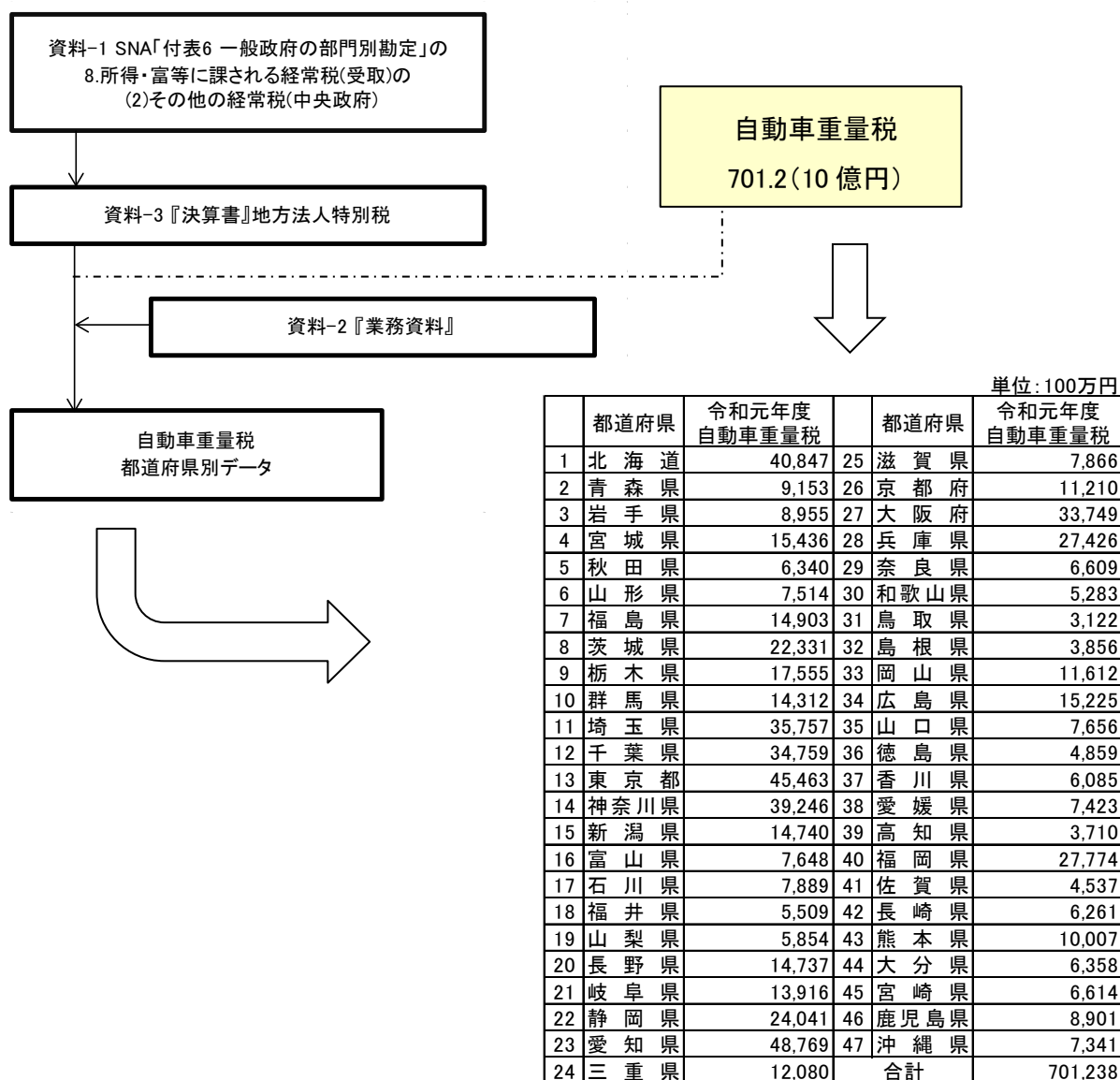
①使用データ

- 資料-1 『国民経済計算年報』（内閣府）----5. 付表 6-1. 一般政府の部門別勘定
8. 所得・富等に課される経常税（受取）(2)その他の経常税（中央政府）
- 資料-2 『業務資料』（国土交通省）--国土交通省から提供を受けたもの
- 資料-3 『決算書』（財務省）----地方法人特別税（交付税及び譲与税配付金特別会計 歳入決算額）

②推計方法

- 自動車重量税は、まずコントロール・トータルを資料-1 から資料-3 を控除した値を2倍したものである。これを資料-2 のデータにより都道府県別に按分する。

③推計フロー



2.3.5 輸入関税

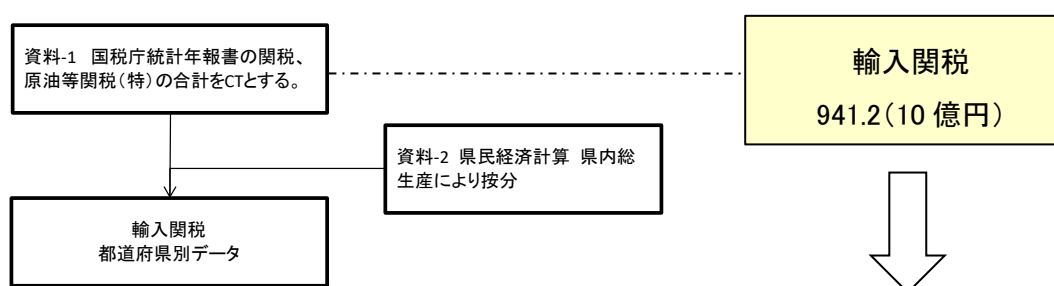
①使用データ

- 資料-1 『国税庁統計年報書』（国税庁）----1-1 租税及び印紙収入の関税、原油等関税(特)の合計
- 資料-2 『県民経済計算』（内閣府）----都道府県別県内総生産（実質連鎖方式）

②推計方法

- 輸入関税は、まずコントロール・トータルを資料-1 の関税、原油等関税(特)の合計値とする。都道府県別の値は、データ等の制約から資料-2 の県内総生産により按分して求める。

③推計フロー



単位:100万円

	都道府県	令和元年度 輸入関税		都道府県	令和元年度 輸入関税
1	北海道	32,657	25	滋賀県	11,437
2	青森県	7,263	26	京都府	17,410
3	岩手県	7,823	27	大阪府	66,419
4	宮城県	15,847	28	兵庫県	36,117
5	秋田県	5,861	29	奈良県	6,356
6	山形県	7,070	30	和歌山県	6,034
7	福島県	12,949	31	鳥取県	3,053
8	茨城県	22,875	32	島根県	4,347
9	栃木県	15,144	33	岡山県	12,784
10	群馬県	15,327	34	広島県	19,554
11	埼玉県	38,404	35	山口県	10,422
12	千葉県	34,263	36	徳島県	5,294
13	東京都	185,933	37	香川県	6,466
14	神奈川県	57,028	38	愛媛県	8,291
15	新潟県	14,870	39	高知県	3,935
16	富山県	8,009	40	福岡県	32,236
17	石川県	7,780	41	佐賀県	5,221
18	福井県	6,029	42	長崎県	7,742
19	山梨県	5,801	43	熊本県	10,273
20	長野県	13,780	44	大分県	7,331
21	岐阜県	12,874	45	宮崎県	5,961
22	静岡県	29,413	46	鹿児島県	9,247
23	愛知県	67,445	47	沖縄県	7,388
24	三重県	13,451		合計	941,214

2.3.6 その他(税金)

①使用データ

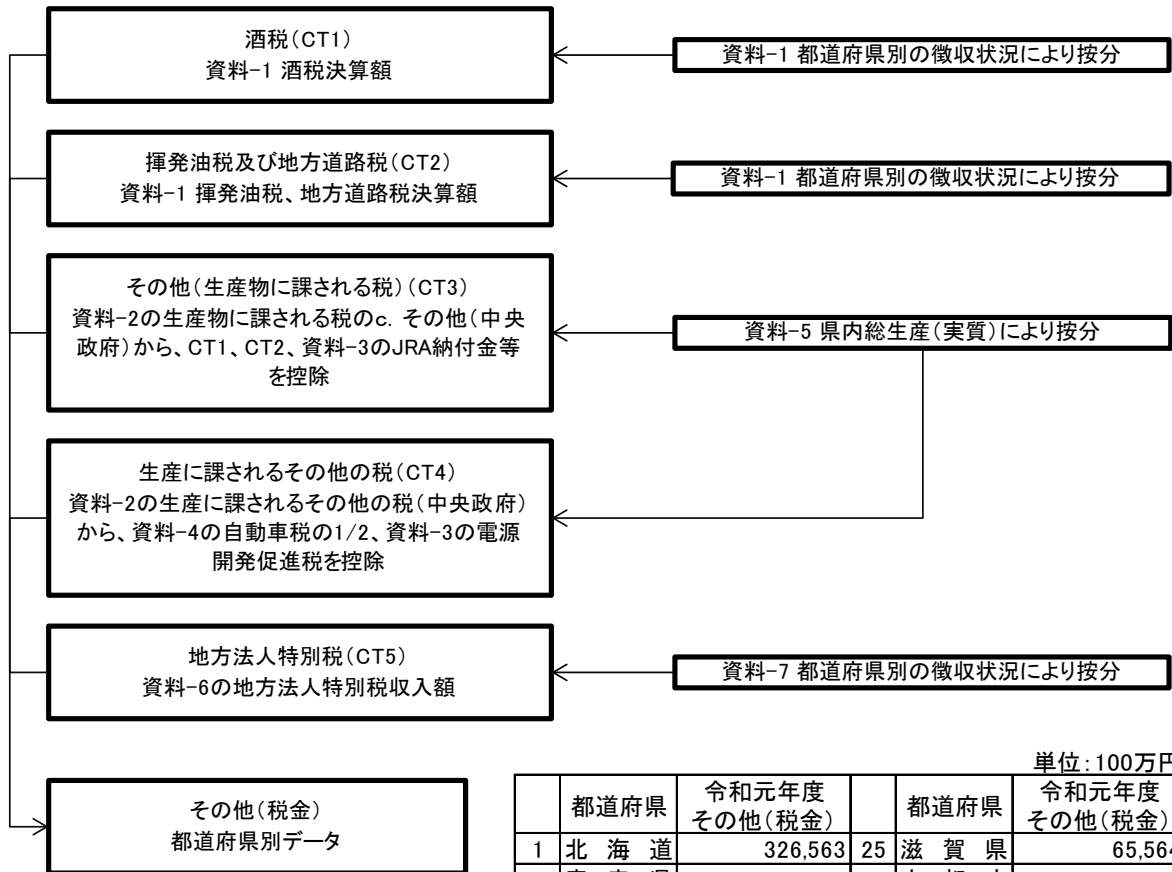
- ・資料-1 『国税庁統計年報書』(国税庁) ----1 総括(1)租税及び印紙収入決算額調べ租税及び印紙収入決算額「酒税」及び「揮発油税」、4 国税徴収、国税滞納、還付金 (3) 都道府県別の徴収状況(その2) 収納済額
- ・資料-2 『国民経済計算』(内閣府) ----「付表 6-1 一般政府の部門別勘定」 1 (1)生産物に課される税のc. その他(中央政府分)、 1 (2)生産に課されるその他の税(中央政府)
- ・資料-3 『決算書』(財務省) ----日本中央競馬会納付金、預金保険機構納付金、アルコール専売事業特別会計納付金、新エネルギー産業開発機構納付金、電源開発促進税(電源立地勘定)、電源開発促進税(電源利用化勘定)、日本スポーツ振興センター納付金、造幣局納付金、日本銀行納付金
- ・資料-4 『消費税推計結果』、『輸入関税推計結果』、『自動車重量税推計結果』、(本調査)
- ・資料-5 『県民経済計算』(内閣府) ----都道府県別県内総生産(実質連鎖方式)
- ・資料-6 『決算書』(財務省) ----地方法人特別税(交付税及び譲与税配付金特別会計 歳入決算額)
- ・資料-7 『地方財政統計年報』(総務省) ----2-6-3 表 都道府県別・税目別徴収実績 事業税収入額

②推計方法

- ・その他(税金)は、酒税、揮発油税及び地方道路税、その他(生産物に課される税)からの控除分、その他(生産に課されるその他の税)からの控除分、地方法人特別税の5つの部分から構成される。なお、これら以外の日本中央競馬会等の政府系外郭団体が納める納付金についても扱うこととし、東京都分として加算する。
- ・酒税は、資料-1の酒税の決算額をコントロール・トータルとし、資料-1の徴収状況により按分する。
- ・揮発油税及び地方道路税は、資料-1の揮発油税、地方道路税の決算額をコントロール・トータルとし、資料-1の徴収状況により按分する。
- ・その他(生産物に課される税)は、資料-2の生産物に課される税のc. その他(中央政府)から資料-1酒税、揮発油税、地方道路税を控除し、さらに資料-3の日本中央競馬会納付金及び預金保険機構納付金を控除したものをコントロール・トータルとし、資料-5の県内総生産で按分する。
- ・その他(生産に課されるその他の税)は、資料-2の生産に課されるその他の税(中央政府)から資料-4の自動車重量税の1/2、資料-3の電源開発促進税(電源立地勘定)及び電源開発促進税(電源利用化勘定)を控除したものをコントロール・トータルとし、資料-5の県内総生産で按分する。

- 地方法人特別税については、資料-6の歳入額をコントロール・トータルとし、資料-7の税収額の比で按分する。

③推計フロー



単位:100万円

	都道府県	令和元年度 その他(税金)		都道府県	令和元年度 その他(税金)
1	北海道	326,563	25	滋賀県	65,564
2	青森県	65,627	26	京都府	147,527
3	岩手県	36,634	27	大阪府	771,156
4	宮城県	216,849	28	兵庫県	243,873
5	秋田県	43,960	29	奈良県	29,020
6	山形県	34,603	30	和歌山県	84,082
7	福島県	106,564	31	鳥取県	14,740
8	茨城県	304,243	32	島根県	20,901
9	栃木県	118,902	33	岡山県	281,835
10	群馬県	116,639	34	広島県	100,890
11	埼玉県	193,395	35	山口県	232,894
12	千葉県	622,062	36	徳島県	24,233
13	東京都	2,995,041	37	香川県	91,916
14	神奈川県	880,423	38	愛媛県	107,344
15	新潟県	84,489	39	高知県	18,703
16	富山県	66,260	40	福岡県	256,739
17	石川県	41,090	41	佐賀県	26,121
18	福井県	31,926	42	長崎県	35,172
19	山梨県	34,319	43	熊本県	60,906
20	長野県	71,979	44	大分県	130,432
21	岐阜県	294,591	45	宮崎県	60,673
22	静岡県	186,867	46	鹿児島県	66,106
23	愛知県	593,956	47	沖縄県	78,482
24	三重県	77,893		合計	10,494,184

2.3.7 個人住民税

①使用データ

- 資料-1 『地方財政統計年報』（総務省）----

2-6-3 表 都道府県別・税目別徴収実績より道府県民税（所得割、利子割、配当割、株式等譲渡所得割）

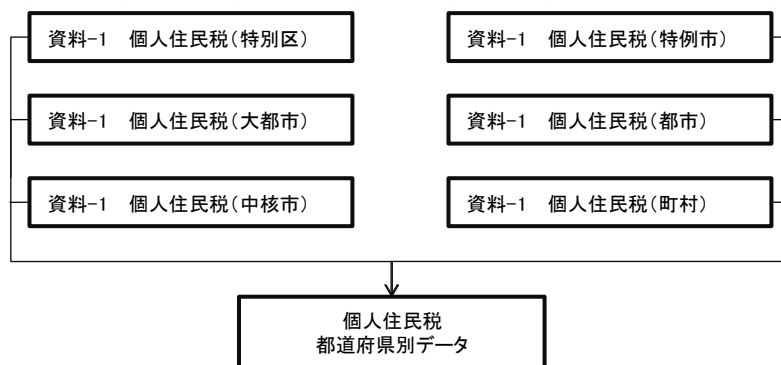
2-6-2 表 団体別・税目別地方税徴収実績より市町村民税（所得割）

2-6-4 表 大都市別、2-6-5 表 中核市別、2-6-6 表 特例市別、2-6-7 表 都市別、2-6-8 表 町村別よりそれぞれ市町村民税（所得割）

②推計方法

- 個人住民税は、資料-1 のデータを積み上げる。

③推計フロー



単位:100万円

	都道府県	令和元年度 個人住民税		都道府県	令和元年度 個人住民税
1	北海道	422,421	25	滋賀県	131,208
2	青森県	83,322	26	京都府	275,910
3	岩手県	87,914	27	大阪府	821,981
4	宮城県	199,538	28	兵庫県	552,983
5	秋田県	62,319	29	奈良県	123,390
6	山形県	77,729	30	和歌山県	71,059
7	福島県	148,596	31	鳥取県	39,329
8	茨城県	264,548	32	島根県	49,161
9	栃木県	178,247	33	岡山県	157,136
10	群馬県	170,840	34	広島県	260,619
11	埼玉県	773,910	35	山口県	110,129
12	千葉県	684,879	36	徳島県	56,868
13	東京都	2,290,550	37	香川県	81,195
14	神奈川県	1,167,003	38	愛媛県	100,443
15	新潟県	172,844	39	高知県	50,276
16	富山県	94,775	40	福岡県	436,315
17	石川県	101,797	41	佐賀県	57,665
18	福井県	69,171	42	長崎県	92,959
19	山梨県	71,438	43	熊本県	125,433
20	長野県	175,917	44	大分県	81,518
21	岐阜県	177,894	45	宮崎県	71,088
22	静岡県	358,019	46	鹿児島県	106,255
23	愛知県	866,710	47	沖縄県	98,074
24	三重県	167,426		合計	12,818,801

2.3.8 法人住民税

①使用データ

・資料-1 『地方財政統計年報』（総務省）----

2-6-3 表 都道府県別・税目別徴収実績より道府県民税（法人均等割、法人税割）

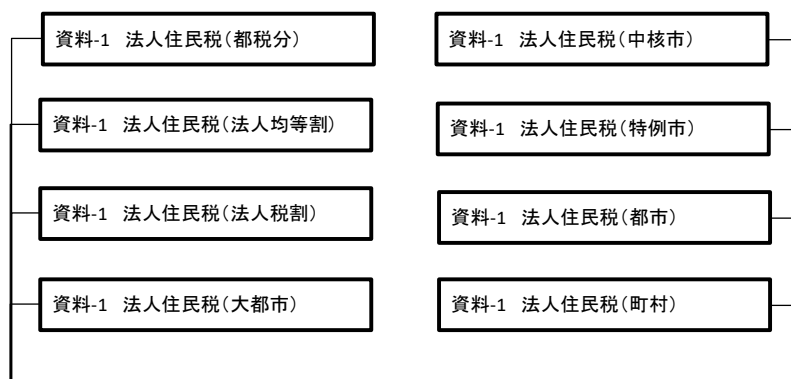
2-6-2 表 団体別・税目別地方税徴収実績より市町村民税（法人均等割、法人税割）

2-6-4 表 大都市別、2-6-5 表 中核市別、2-6-6 表 特例市別、2-6-7 表 都市別、2-6-8 表 町村別よりそれぞれ市町村民税（法人均等割、法人税割）

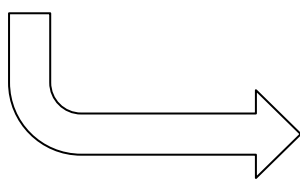
②推計方法

・法人住民税は、資料-1 のデータを積み上げる。

③推計フロー



法人住民税
都道府県別データ



単位:100万円

	都道府県	令和元年度 法人住民税		都道府県	令和元年度 法人住民税
1	北海道	86,616	25	滋賀県	30,329
2	青森県	14,387	26	京都府	66,533
3	岩手県	18,505	27	大阪府	299,201
4	宮城県	49,291	28	兵庫県	92,857
5	秋田県	12,147	29	奈良県	14,071
6	山形県	15,288	30	和歌山県	13,009
7	福島県	30,518	31	鳥取県	7,482
8	茨城県	52,556	32	島根県	11,337
9	栃木県	39,525	33	岡山県	36,448
10	群馬県	42,238	34	広島県	55,511
11	埼玉県	107,116	35	山口県	25,285
12	千葉県	96,016	36	徳島県	12,831
13	東京都	1,022,326	37	香川県	20,862
14	神奈川県	166,402	38	愛媛県	23,757
15	新潟県	36,780	39	高知県	8,996
16	富山県	19,257	40	福岡県	106,657
17	石川県	25,940	41	佐賀県	12,280
18	福井県	16,336	42	長崎県	17,912
19	山梨県	14,528	43	熊本県	26,305
20	長野県	34,626	44	大分県	16,647
21	岐阜県	32,567	45	宮崎県	13,328
22	静岡県	72,784	46	鹿児島県	19,226
23	愛知県	230,069	47	沖縄県	18,767
24	三重県	30,960		合計	3,216,409

2.3.9 その他の経常税

①使用データ

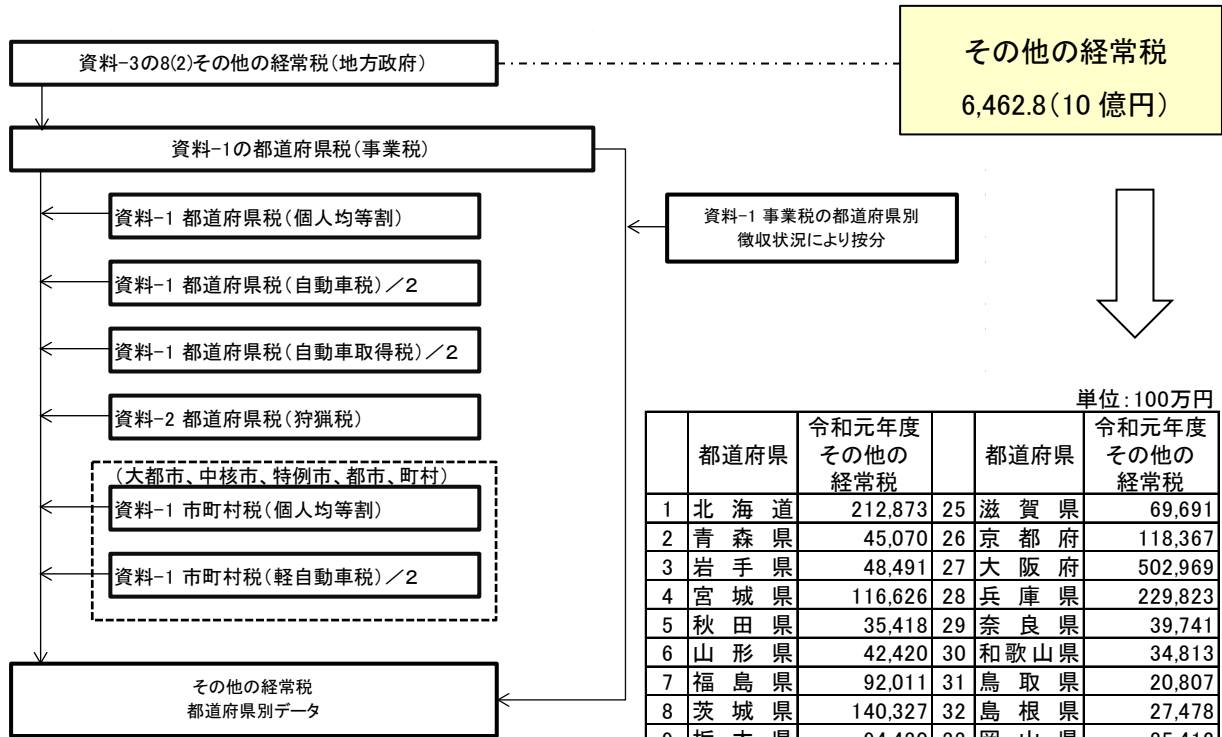
- ・資料-1 『地方財政統計年報』（総務省） ----
 - 2-6-3 表 都道府県別・税目別徴収実績より道府県民税（個人均等割）、自動車税、自動車取得税、事業税
 - 2-6-2 表 団体別・税目別地方税徴収実績より市町村民税（個人均等割）、軽自動車税
 - 2-6-4 表 大都市別、2-6-5 表 中核市別、2-6-6 表 特例市別、2-6-7 表 都市別、2-6-8 表 町村別よりそれぞれ市町村民税（個人均等割）、軽自動車税
- ・資料-2 『都道府県決算カード』（総務省） ----都道府県ごとの自動車取得税、狩猟税
- ・資料-3 『国民経済計算』（内閣府） ----付表 6-1 一般政府の部門別勘定の 8. 所得・富等に課される経常税(受取)の(2)その他の経常税「地方政府」の値

②推計方法

- その他の経常税は、資料-3 のその他の経常税（地方税）をコントロール・トータルとし、資料-1 の事業税を控除した「事業税以外」と「事業税」に分割する。
- 事業税以外は、道府県民税（個人均等割）＋市町村民税（個人均等割）＋自動車税の $1/2$ ＋自動車取得税の $1/2$ ＋軽自動車税の $1/2$ ＋狩猟税であり、資料-1、資料-2 のデータの都道府県比で按分する。
- 事業税は、資料-1 の事業税の都道府県別の徴収額を用いる。
- 事業税以外、事業税を合算した額をその他経常税の都道府県別データとする。

※平成 14 年度以前については、データの制約等により平成 15～17 年度の都道府県比の平均値で按分した。

③推計フロー



その他の経常税
6,462.8(10億円)

単位:100万円

	都道府県	令和元年度 その他の 経常税		都道府県	令和元年度 その他の 経常税
1	北海道	212,873	25	滋賀県	69,691
2	青森県	45,070	26	京都府	118,367
3	岩手県	48,491	27	大阪府	502,969
4	宮城県	116,626	28	兵庫県	229,823
5	秋田県	35,418	29	奈良県	39,741
6	山形県	42,420	30	和歌山県	34,813
7	福島県	92,011	31	鳥取県	20,807
8	茨城県	140,327	32	島根県	27,478
9	栃木県	94,430	33	岡山県	85,412
10	群馬県	95,849	34	広島県	128,763
11	埼玉県	255,918	35	山口県	60,242
12	千葉県	232,990	36	徳島県	29,821
13	東京都	1,402,825	37	香川県	45,400
14	神奈川県	392,271	38	愛媛県	57,389
15	新潟県	97,145	39	高知県	24,068
16	富山県	52,105	40	福岡県	226,038
17	石川県	58,340	41	佐賀県	33,501
18	福井県	44,035	42	長崎県	42,625
19	山梨県	38,742	43	熊本県	62,535
20	長野県	93,273	44	大分県	43,940
21	岐阜県	90,625	45	宮崎県	38,394
22	静岡県	195,856	46	鹿児島県	52,357
23	愛知県	470,329	47	沖縄県	51,792
24	三重県	88,964		合計	6,462,899

2. 1. 10 生産物に課される税(その他)

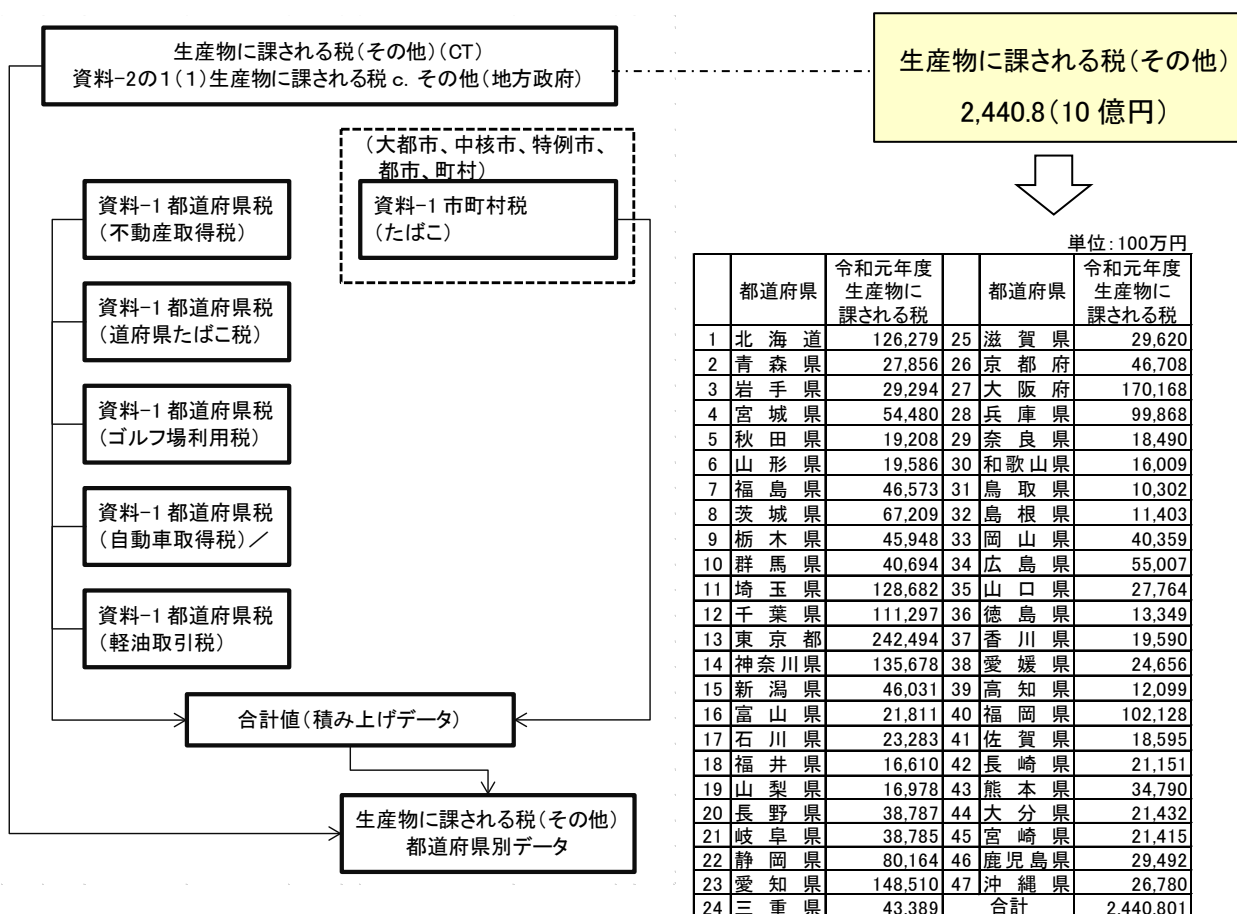
①使用データ

- 資料-1 『地方財政統計年報』(総務省) ----2-6-3 表 都道府県別・税目別徴収実績 (4)不動産取得税 (5)道府県たばこ税 (6)ゴルフ場利用、1.総括2-6-2 表 団体別・税目別地方税徴収実績のたばこ税、2-6-4 表 大都市別・税目別徴収実績のたばこ税、2-6-5 表中核市別・税目別徴収実績のたばこ税、2-6-6 表 特例市別・税目別徴収実績のたばこ税、2-6-7 表 都市税目別徴収実績(都道府県別)及び2-6-8 表 町村税目別徴収実績(都道府県別)のたばこ税
- 資料-2 『都道府県決算カード』(総務省) ----都道府県ごとの自動車取得税、軽油引取税
- 資料-3 『国民経済計算』(内閣府) ----付表6-1 一般政府の部門別勘定1(1)生産物に課される税c.その他「地方政府」の値

②推計方法

- 生産物に課される税(その他)は、道府県民税(不動産取得税+道府県たばこ税+ゴルフ場利用税+自動車取得税の1/2+軽油引取税)+市町村税(たばこ税)である。資料-1のデータを積み上げる。
- コントロール・トータルを資料-3の値とし、上記の積み上げたデータで按分する。

③推計フロー



2. 1. 11 生産に課されるその他の税

④使用データ

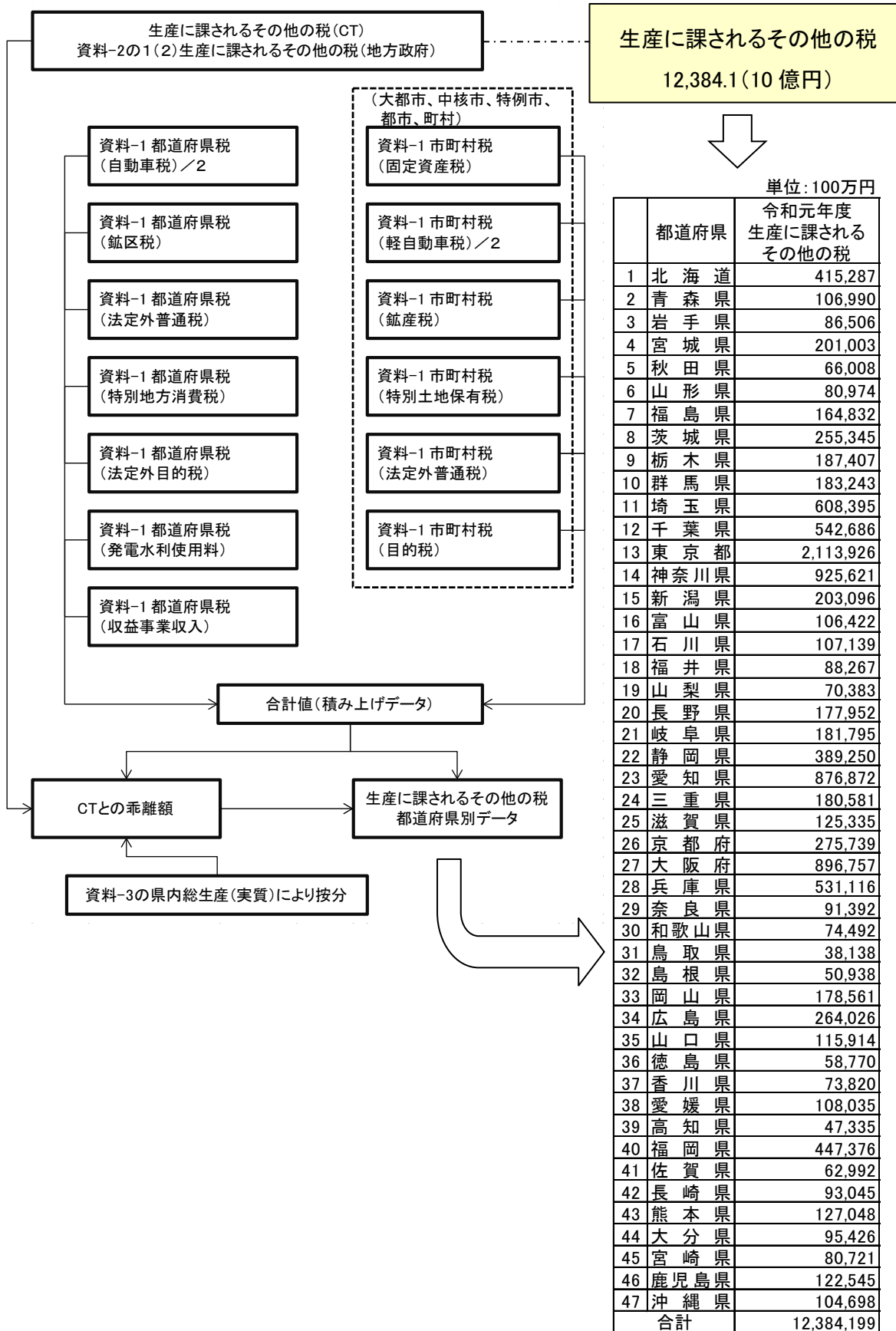
- ・資料-1 『地方財政統計年報』（総務省）---- 2-6-3 表 都道府県別・税目別徴収実績より自動車税, 鉦区税, 法定外普通税, 特別地方消費税, 法定外目的税、2-4-1 表 都道府県歳入決算より発電水利使用料、2-4-7 表 市町村歳入決算(都道府県別)より収益事業収入、2-6-2 表団体別・税目別地方税徴収実績より都の固定資産税, 特別土地保有税, 目的税, 軽自動車税特別区), 鉦産税(特別区), 目的税(特別区)、2-6-4 表 大都市別・税目別徴収実績より固定資産税, 軽自動車税, 鉦産税, 特別土地保有税, 法定外普通税, 目的税、2-6-5 表 中核市別・税目別徴収実績より固定資産税, 軽自動車税, 鉦産税, 特別土地保有税, 法定外普通税, 目的税、2-6-6 表 特例市別・税目別徴収実績より固定資産税, 軽自動車税, 鉦産税, 特別土地保有税, 法定外普通税, 目的税、2-6-7 表 都市税目別徴収実績(都道府県別)2-6-8 表 町村税目別徴収実績(都道府県別)より固定資産税, 軽自動車税, 鉦産税, 特別土地保有税, 法定外普通税, 目的税
- ・資料-2 『国民経済計算年報』（内閣府）----付表 6-1 一般政府の部門別勘定 1 (2) 生産に課されるその他の税「地方政府」の値
- ・資料-3 『県民経済計算』（内閣府）----『県民経済計算』（内閣府）----都道府県別県内総生産（実質連鎖方式）

⑤推計方法

- 生産に課されるその他の税は、都道府県税（自動車税の1/2+鉦区税+法定外普通税+特別地方消費税+法定外目的税+発電水利使用料+収益事業収入）+市町村税（固定資産税+軽自動車税の1/2+鉦産税+特別土地保有税+法定外普通税+目的税）である。資料-1 のデータを積み上げる。
- 資料-2 の値をコントロール・トータルとする。上記の積み上げたデータの合計とコントロール・トータルとの乖離分を資料-3 で按分し、これと積み上げたデータ合算したものを推計値とする。

※平成 14 年度以前については、データの制約等により平成 15~17 年度の都道府県比の平均値で按分した。

⑥推計フロー



2.4 県民経済計算

(1)2011～2019 年度

①系列名

実質・名目純移出入、都道府県実質・名目 GDP、実質・名目 GDP（都道府県合計値）、実質・名目民間消費、実質・名目民間企業設備、実質・名目民間住宅、実質・名目公的資本形成、実質・名目政府消費、実質・名目その他の最終需要、就業者数、雇用者数、雇用者報酬、財産所得（家計）、固定資本減耗（政府）

②使用データ

- ・資料-1 『県民経済計算』（内閣府）----主要系列表 3. 県民所得、4. 県内総生産（支出側、名目）、5. 県内総生産（支出側、実質連鎖方式）、総括表 6. 県民雇用者報酬、12. 県内就業者数
- ・資料-2 『国民経済計算』（内閣府）----付表 8. 一般政府の機能別最終消費支出（COFOG）の固定資本減耗
- ・資料-3 『社会資本ストック』（本調査）----都道府県別社会資本ストックの減耗額

③推計方法

- ・基本的には、『県民経済計算』（内閣府）からデータを得れば良いが、固定資本減耗（政府）については別途推計を要する。
- ・固定資本減耗（政府）は、『県民経済計算』（内閣府）に掲載されていない。そこで、資料-2 の固定資本減耗をコントロール・トータルとし、資料-3 の都道府県別社会資本の純ストック減耗額で按分する。

図表2-1 系列別推計資料、推計方法の概要

系列名	推計資料、推計方法
実質純移出入	県民経済計算 主要系列表 5. 県内総生産(支出側、実質連鎖方式)、「財貨・サービスの移出入(純)・統計上の不突合」
実質 GDP	=都道府県実質 GDP の合計=地域 GDP の合計
実質民間消費	県民経済計算 主要系列表 5. 県内総生産(支出側、実質連鎖方式)、民間最終消費
実質民間企業設備	県民経済計算 主要系列表 5. 県内総生産(支出側、実質連鎖方式)、民間企業設備
実質民間住宅	県民経済計算 主要系列表 5. 県内総生産(支出側、実質連鎖方式)、民間住宅
実質公的資本形成	県民経済計算 主要系列表 5. 県内総生産(支出側、実質連鎖方式)、公的総固定資本形成
実質政府消費	県民経済計算 主要系列表 5. 県内総生産(支出側、実質連鎖方式)、民間住宅
実質その他の最終需要	=実質 GDP－実質民間消費－実質民間企業設備－実質民間住宅－実質政府消費－実質公的資本形成－実質純移出入 (※本モデルでは在庫純増、統計上の不突合は明示的に扱われておらず、「その他の最終需要」に計上している)

系列名	推計資料、推計方法
名目純移出入	県民経済計算 主要系列表 4. 県内総生産(支出側、名目)、「財貨・サービスの移出入(純)・統計上の不突合」
名目 GDP	＝都道府県名目 GDP の合計＝地域 GDP の合計
名目民間消費	県民経済計算 主要系列表 4. 県内総生産(支出側、名目)、民間最終消費
名目民間企業設備	県民経済計算 主要系列表 4. 県内総生産(支出側、名目)、民間企業設備
名目民間住宅	県民経済計算 主要系列表 4. 県内総生産(支出側、名目)、民間住宅
名目公的資本形成	県民経済計算 主要系列表 4. 県内総生産(支出側、名目)、公的総固定資本形成
名目公的資本形成(うち一般政府)	県民経済計算 主要系列表 4. 県内総生産(支出側、名目)、公的総固定資本形成(うち一般政府)
名目政府消費	県民経済計算 主要系列表 4. 県内総生産(支出側、名目)、民間住宅
名目その他の最終需要	＝名目 GDP－名目民間消費－名目民間企業設備－名目民間住宅－名目政府消費－名目公的資本形成－名目純移出入 (※本モデルでは在庫純増、統計上の不突合は明示的に扱われておらず、「その他の最終需要」に計上している)
就業者数	県民経済計算 総括表 12. 県内就業者数
雇用者数	県民経済計算 総括表 13. 県民雇用者数
雇用者報酬	県民経済計算 総括表 6. 県民雇用者報酬
財産所得(家計)	県民経済計算 主要系列表 3. 県民所得
固定資本減耗	CTを国民経済計算 付表 8. 一般政府の機能別最終消費支出(COFOG)の固定資本減耗とし、内訳を純社会資本ストックの減耗額で按分する

(2) 1980～2010 年度

①系列名

都道府県実質・名目 GDP、実質・名目 GDP(都道府県合計値)、実質・名目民間消費、実質・名目民間企業設備、実質・名目民間住宅、実質・名目公的資本形成、実質・名目政府消費、就業者数、雇用者数、雇用者報酬、財産所得(家計)、固定資本減耗(政府)

②使用データ

- ・資料-1 『県民経済計算』(内閣府) ----- 平成 18－平成 30 年度(08SNA 平成 23 年基準)
- ・資料-2 『県民経済計算』(内閣府) ----- 平成 13－平成 26 年度(93SNA 平成 17 年基準)
- ・資料-3 『旧基準係数』(内閣府) ----- 平成 8－平成 21 年度(93SNA 平成 12 年基準)
- ・資料-4 『旧基準係数』(内閣府) ----- 平成 2－平成 15 年度(93SNA 平成 7 年基準)
- ・資料-5 『旧基準係数』(内閣府) ----- 昭和 50－平成 11 年度(68SNA 平成 2 年基準)
- ・資料-6 『国民経済計算』(内閣府) ----- 令和 3 年度年次推計(08SNA 平成 27 年基準)
----- 平成 27 年基準支出側 GDP 系列簡易遡及
----- 平成 30 年度年次推計(08SNA 平成 23 年基準)
----- 平成 23 年基準支出側 GDP 系列簡易遡及
- ・資料-7 『旧基準計数』(内閣府) ----- 平成 26 年度確報(93SNA 平成 17 年基準)

・資料-8 『旧基準計数』（内閣府） -----平成 21 年度確報（93SNA 平成 12 年基準）

③推計方法

- 遡及推計の基本的な考え方は、新しい基準の系列を優先し、データのない期間については旧基準の系列値にリンク係数を乗じて水準を調整した値を接続する。
 - 具体的には、まず平成 7 年基準値は 1990 年度以降しかないため、1990 年度時点で平成 7 年基準値÷平成 2 年基準値でリンク係数を求める。1980～89 年度は平成 2 年基準値×リンク係数を遡及推計値とし、平成 7 年基準値を補間する。
 - 同様に、1996 年度時点で算出した平成 12 年基準値÷平成 7 年基準値をリンク係数とし、1980～1995 年度は平成 7 年基準値（補間含む）にリンク係数を乗じ、平成 12 年基準値を補間する。これを繰り返して、平成 27 年基準の長期遡及系列を算出する。
 - 以上の処理を各系列の名目値およびデフレーターについて行う。実質値は最終的に求めた平成 27 年基準の名目値をデフレーターで除して算出する。
-
- ただし、平成 7 年基準改定による推計方法・定義の変更を踏まえ、民間企業設備投資は平成 2 年基準値にソフトウェア開発費を加算してから平成 7 年基準値に接続した。
 - また、平成 23 年基準改定を踏まえ、総固定資本形成（民間企業設備、民間住宅、公的固定資本形成）については、国民経済計算の平成 23 年基準値と平成 17 年基準値の差分をコントロール・トータルとし、固定資本形成額の比で都道府県に按分した額を平成 17 年基準値に加算してから平成 23 年基準値に接続した。
 - さらに、平成 27 年基準改定を踏まえ、総固定資本形成（民間企業設備、民間住宅、公的固定資本形成）については、国民経済計算の平成 27 年基準値と平成 23 年基準値の差分をコントロール・トータルとし、固定資本形成額の比で都道府県に按分した額を平成 23 年基準値に加算してから平成 27 年基準値に接続した。
 - 固定資本減耗（政府）は、『県民経済計算』（内閣府）に掲載されていない。そこで、資料-2 の固定資本減耗をコントロール・トータルとし、資料-3 の都道府県別社会資本の純ストック減耗額（ただし、2010 年度のみ東日本大震災による毀損分を除く）で按分する。
-
- なお、財貨・サービスの純移出入、在庫純増、その他最終需要については、正負どちらの値もとりの収支尻としての性質を持ち、上述の方法では遡及して接続ができないことから、遡及推計を行っていない。

2.5 都道府県別資本ストック

本モデルで推計している民間資本ストック、社会資本ストックの推計方法、対象分野等の概要は以下のとおりである。

2.5.1 民間企業資本ストック

民間資本ストックは、民間部門（民間企業・個人企業等）による設備投資によって形成されてきた、機械設備や建築物、構造物等の資本の蓄積（ストック）である。

平成 29 年度までの本モデルでは、内閣府「民間企業資本ストック年報」の粗資本ストックを基礎として利用してきたが、同調査の改廃に伴い、平成 30 年度版以降は内閣府「国民経済計算年次推計」の固定資本ストックマトリックスおよび「固定資本ストック速報」を基礎とした純資本ストックを採用している。

ただし、全国値を都道府県に按分するための資本ストックについては、利用可能な純資本のデータがないことから、従来と同様、粗資本である「都道府県別民間資本ストック（平成 12 暦年価格、国民経済計算ベース 平成 23 年 3 月時点）」を参照している。

いずれにしても、本モデルの民間企業資本ストックは、公表された統計調査等のデータ・資料に基づいて、本モデルで利用するために簡易的に推計したものである点には留意されたい。

(1) 推計方法の概要

①使用データ

- ・資料-1 『国民経済計算』（内閣府）----フロー編付表 22. 「固定資本マトリックス（実質）」、ストック編付表 4. 「固定資本ストックマトリックス（実質）」
- ・資料-2 『固定資本ストック速報』（内閣府）----民間企業設備
- ・資料-3 『都道府県別民間資本ストック（平成 12 暦年価格、国民経済計算ベース 平成 23 年 3 月時点）』（内閣府）----都道府県別民間資本ストック、新設投資額
- ・資料-4 『県民経済計算』（内閣府）----主要系列表 2. 経済活動別県内総生産（実質連鎖方式）、主要系列表 4. 県内総生産（支出側、名目）および主要系列表 5. 県内総生産（支出側、実質：連鎖方式）の民間企業設備
- ・資料-5 『工業統計』（経済産業省）----産業中分類別在庫額、有形固定資産、リース契約による契約額及び支払額（従業者 30 人以上の事業所）の有形固定資産取得額（土地以外）
- ・資料-6 『日本の社会資本 2022』（内閣府）----部門別都道府県別粗資本ストック、東日本大震災によるストック毀損額

②推計方法

都道府県別民間企業資本ストックは、資料-1 の経済活動別分類に準じて推計することとし、2009 年度までは資料-1 のストック額（全国）を資料-3 のストック額の都道府県別構成比で按分し、2010 年度以降は、前年度ストック額から 2007～09 年度の平均減耗率を乗じた額を控除し、資料-1 の経済活動別フロー額を、資料-3 の新設投資額を延長した額（製造業については資料-5 の有形固定資産取得額（土地以外）を資料-4 の民間企業設備の名目値を実質値で除したデフレーターを用いて実質化した額、製造業以外は資料-4 の経済活動別県内総生産の変化率で延長）の都道府県別構成比で按分した額を加算することで求めた。また、民間企業資本ストックの総額は資料-2 の民間企業設備をコントロール・トータルとして調整した。

なお、資料によって部門分類は異なるが、本モデルでは以下のとおり対応付けて利用することとした。

図表2-2 本モデルにおける経済活動分類の対応一覧

固定資本マトリックスの経済活動	(2009年度までの ストック按分)	(2010年度以降のフロー按分)	
	都道府県別民間資本 ストックの産業	経済活動別県内総生産 の経済活動	工業統計の産業
1. 農林水産業	農林水産業	農林水産業	
2. 鉱業	鉱業	鉱業	
3. 製造業(1) 食料品	食料品		食料品
3. 製造業(2) 繊維製品	繊維		繊維
3. 製造業(3) パルプ・紙・紙加工品	パルプ・紙		パルプ・紙・紙加工品
3. 製造業(4) 化学	化学		化学
3. 製造業(5) 石油・石炭製品	石油・石炭		石油製品・石炭製品
3. 製造業(6) 窯業・土石製品	窯業土石		窯業・土石製品
3. 製造業(7) 一次金属	一次金属		鉄鋼業＋非鉄金属
3. 製造業(8) 金属製品	金属製品		金属製品
3. 製造業(9) はん用・生産用・業務用機械	一般＋精密		はん用＋生産用＋業務用機械器具
3. 製造業(10) 電子部品・デバイス	精密機械		電子部品・デバイス・電子回路
3. 製造業(11) 電気機械	電気機械		電気機械器具
3. 製造業(12) 情報・通信機器	精密機械		情報通信機械器具
3. 製造業(13) 輸送用機械	輸送用機械		輸送用機械器具
3. 製造業(14) その他の製造業	その他		印刷・関連連業＋その他
4. 電気・ガス・水道・廃棄物処理業	電気・ガス・水道業	電気・ガス・水道・廃棄物処理業	
5. 建設業	建設業	建設業	
6. 卸売・小売業	卸売・小売業	卸売・小売業	
7. 運輸・郵便業	運輸・通信業	運輸・郵便業	
8. 宿泊・飲食サービス業	サービス業	宿泊・飲食サービス業	
9. 情報通信業	運輸・通信業	情報通信業	
10. 金融・保険業	金融・保険業	金融・保険業	
11. 不動産業	不動産業	不動産業	
12. 専門・科学技術、業務支援サービス業	サービス業	専門・科学技術、業務支援サービス業	
13. 公務		(対象外)	
14. 教育	サービス業	教育	
15. 保健衛生・社会事業	サービス業	保健衛生・社会事業	
16. その他のサービス	サービス業	その他のサービス	

また、資料-1 は平成 27 年基準の実質連鎖方式で推計されているが、本モデルでは推計の過程で部門や都道府県にストックを按分する必要があるため、合算は連鎖統合ではなく単純合計で行っている。

(2) 経済活動別資本ストック（全国）の推計

①1994年度～2019年度

まず、資料-1の「固定資本ストックマトリックス」から経済活動別に「固定資産合計」－「住宅」のデータを取得する。資料-1は暦年値のため、いったん前後の年を3：1で加重平均し、さらに資料-2の民間企業設備（1-3月期）をコントロール・トータルとして調整した額を全国のストック額とする。

②1980年度～1993年度

資料-1は1994年度以降しか公表されていない。そのため、経済活動毎に1994年度の①を起点とし、資料-3の産業別資本ストックの変化率を用いて遡及する。さらに資料-2の民間企業設備をコントロール・トータルとして調整した額を全国のストック額とする。

(3) 経済活動別資本ストック（都道府県別）の推計

①1980～2009年度

経済活動毎に、(1)で求めた全国のストックを資料-3の都道府県別構成比で按分する。

②フロー額の推計

まず、資料-1の「固定資本マトリックス」から経済活動別に「総固定資本形成」－「住宅」のデータを取得する。いったん前後の年を3：1で加重平均し、再掲の「民間部門計」をコントロール・トータルとして調整した額を全国のフロー額とする。

さらに、製造業の場合は「工業統計」の有形固定資産取得額（土地以外）を「県民経済計算」の民間企業設備デフレーターで除した実質額、製造業以外は「県民経済計算」の経済活動別県内総生産（実質）の都道府県別構成比で按分し、都道府県別のフロー額とする。

③減耗率の算出

経済活動、都道府県毎に、前後のストック額とフロー額から減耗額を算出し、さらに前年度ストックで除した減耗率を求める。2010年度以降の推計に用いるため、最終3か年（2007～2009年度）の平均値を求める。

$$\text{減耗額}_{t,i} = \text{ストック額}_{t-1,i} + \text{フロー額}_{t,i} - \text{ストック額}_{t,i}$$

$$\text{減耗率}_{t,i} = \frac{\text{減耗額}_{t,i}}{\text{ストック額}_{t-1,i}}$$

t：年度、i：産業、p：都道府県

④2010年度～2019年度

①で求めた経済活動、都道府県別のストック額を起点とし、②のフロー額を加算し、前年度ストックに③を乗じた額を控除して2010年度以降のストックを推計する。

$$\text{ストック額}_{t,i} = \text{ストック額}_{t-1,i} \times (1 - \text{平均減耗率}_i) + \text{フロー額}_{t,i}$$

なお、いったん推計したのち、(2)で求めた全国のストック額をコントロール・トータルとして調整した額を都道府県別のストック額とした。

また、2010年度の資本ストック算出にあたっては、東日本大震災による被害を考慮し、通常の減耗分とは別にストックから差し引くこととした。民間資本ストックの地域別の被害状況について整理されたデータは乏しいことから、資料-6の社会資本ストックにおける毀損率（震災毀損額÷2009年度粗資本ストック額）を用いることとした。

図表2-3 民間資本ストックの推計に用いた東日本大震災によるストック毀損率

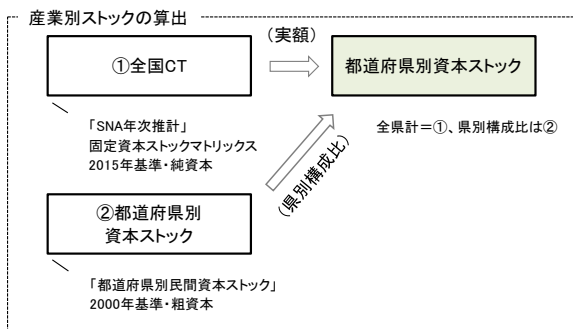
資本ストックの経済活動		1. 農林水産業	14. 教育	左記以外の部門	
「日本の 社会資本 2022」	部門	⑭農林漁業	⑩文教施設	左記以外の部門 (ただし、治水、治山、 海岸、国有林を除く)	
	ストック 毀損率	岩手県	5.0%	4.9%	2.1%
		宮城県	11.9%	13.3%	7.8%
		福島県	2.7%	9.8%	2.3%
		3県以外	0.1%	0.1%	0.1%

以上の産業・都道府県別に行う民間企業資本ストックの推計について、推計の概要、2009年度以前と2010年度以降の計算の流れを図表2-4から図表2-6に図示した。

図表2-4 民間企業資本ストックの推計概要

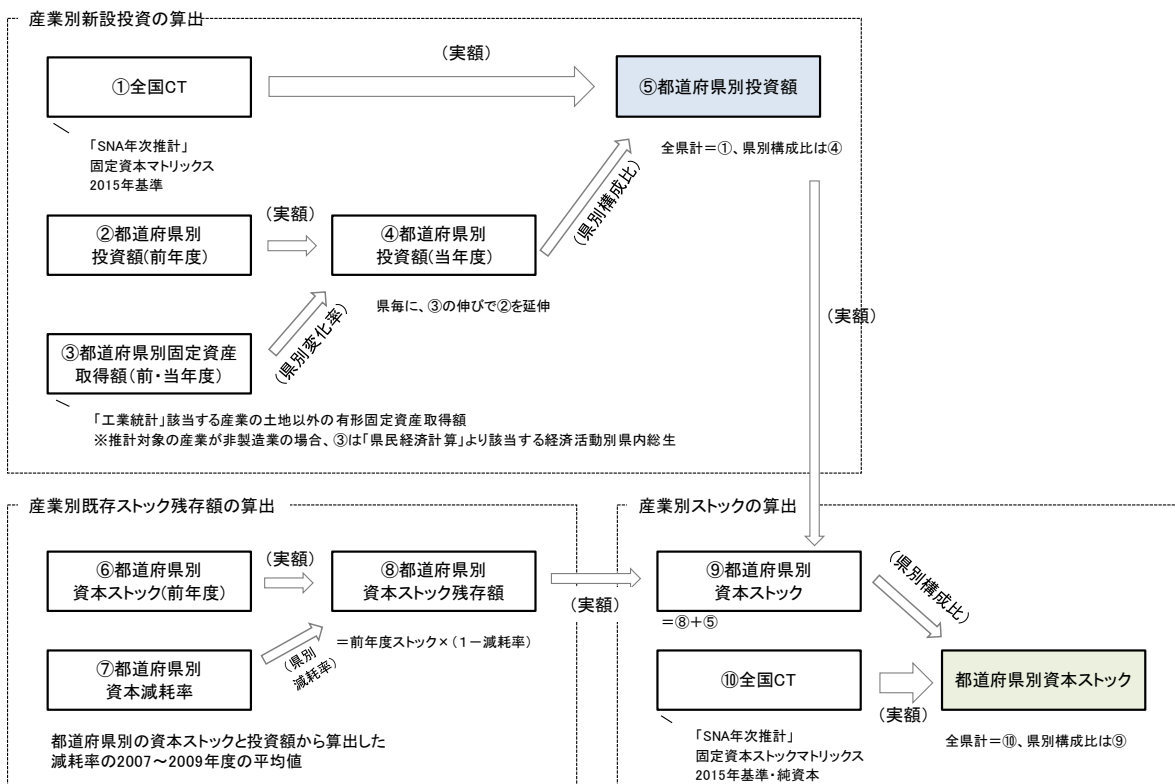
ストックの計算方法(2009年度まで)

→ストックを直接都道府県別に按分する



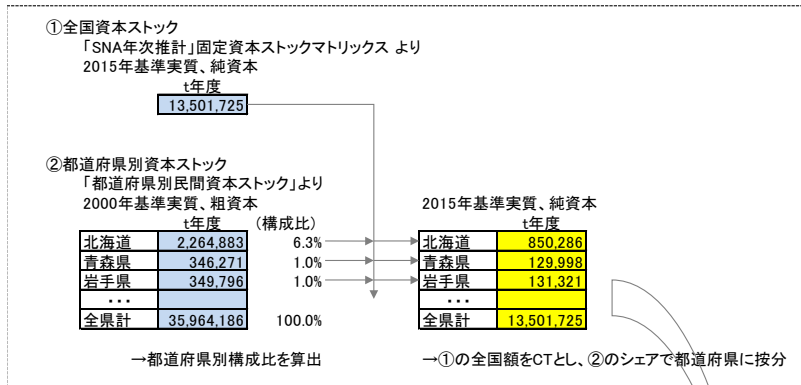
ストックの計算方法(2010年度以降)

→前年度のストックから減耗分を差し引き、新しい投資を加算することで当年度のストックを求める

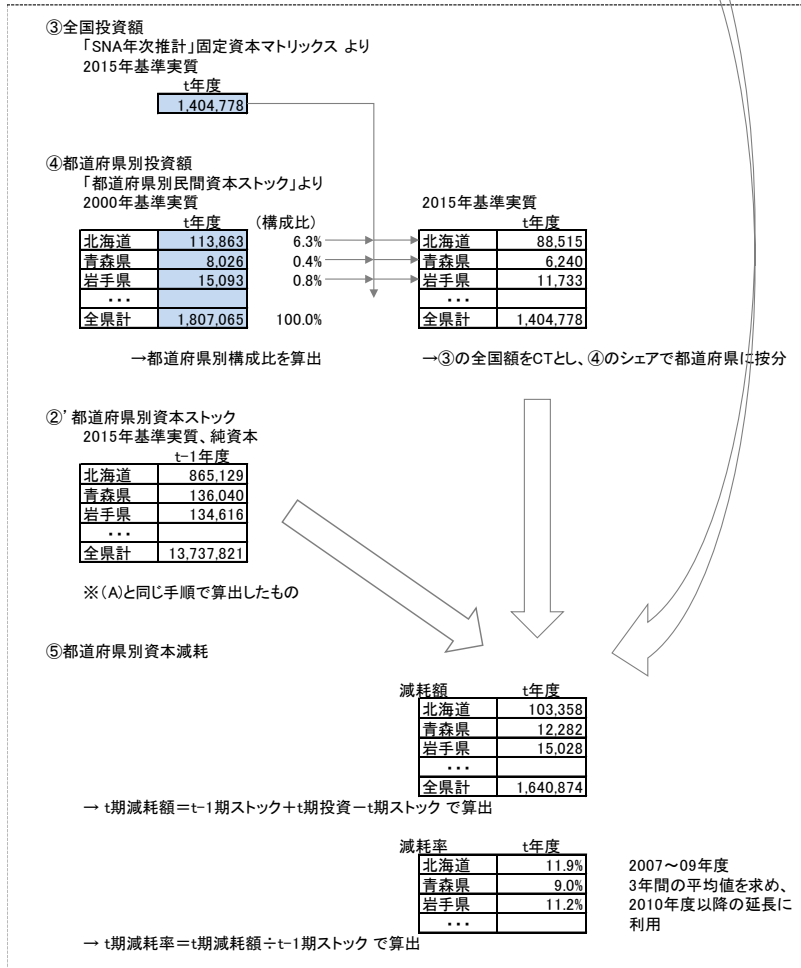


図表2-5 民間企業資本ストック推計の流れ(2009年度まで)

≪(A)都道府県別資本ストックの推計≫



≪(B)都道府県別投資額、減耗率の推計≫

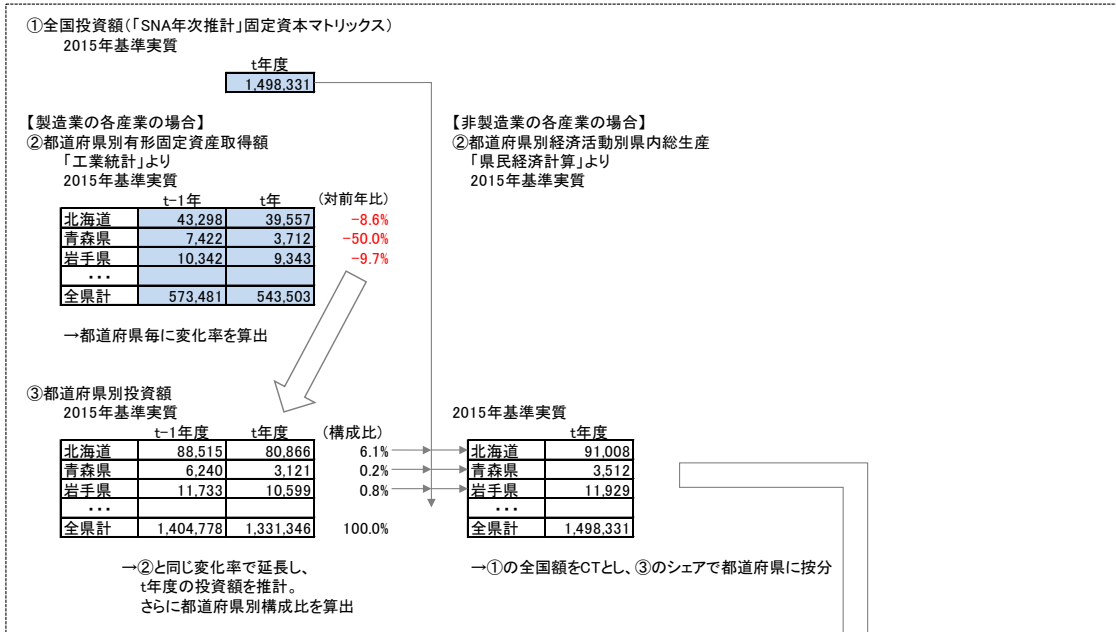


注1：青色の網掛けは、他の資料から引用してきたデータであることを示す。ただし、①、③は、SNAでは暦年値であり、経済活動別の値には民間だけでなく公的部門も含まれる。本モデルでは、合計が民間部門と一致するよう調整した年度値を用いている。

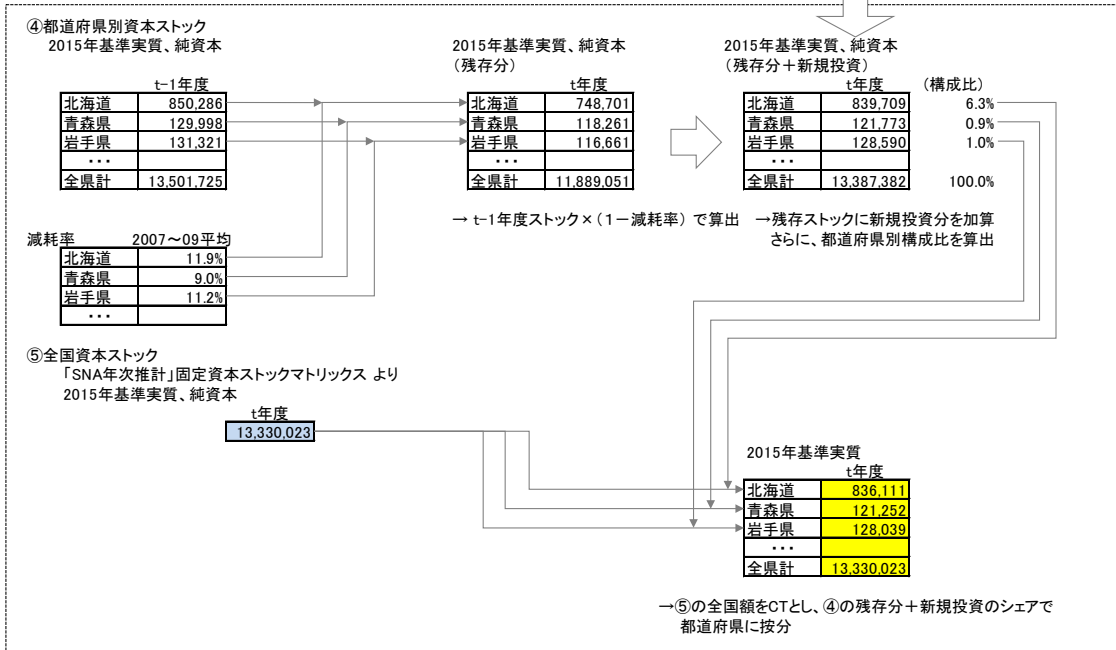
注2：黄色の網掛けは、推計結果である産業別資本ストックを示す。②のストックデータが存在する2009年度までは上段の(A)でストックの推計は完結しているが、2010年度以降の延長のために、(B)のとおり投資額・平均減耗率を推計している。

図表2-6 産業別民間企業資本ストック推計の流れ(2010年度以降)

≪(A)都道府県別投資額の推計≫



≪(B)都道府県別資本ストックの推計≫



注1：青色の網掛けは、他の資料から引用してきたデータであることを示す。ただし、①、⑤は、SNAでは暦年値であり、経済活動別の値には公的部門も含まれる。本モデルでは、合計が民間部門と一致するように調整した年度値を用いている。また、②の固定資産取得額は「県民経済計算」の民間企業設備デフレーターで実質化した値を用いている。

注2：②に用いるデータは、当該産業が製造業に属する場合は「工業統計」の土地以外の有形固定資産取得額、非製造業の場合は「県民経済計算」の経済活動別県内総生産を用いる。

注3：黄色の網掛けは、推計結果である産業別資本ストックを示す。

(4)粗資本ストック（参考系列）の推計

モデル変数として採用するのは純資本ストックとするが、参考系列として粗資本ストックも推計し、データベースに収録することとした。

①使用データ

- ・資料-1 『民間企業資本ストック確報』（内閣府）----平成 26 年度確報値（平成 17 年基準：93SNA）、平成 21 年度確報値（平成 12 年基準：93SNA）のストックおよび新設投資額（年度・進捗）
- ・資料-2 『都道府県別民間資本ストック（平成 12 暦年価格、国民経済計算ベース 平成 23 年 3 月時点）』（内閣府）----都道府県別民間資本ストック、新設投資額
- ・資料-3 『県民経済計算』（内閣府）----主要系列表 2. 経済活動別県内総生産（実質連鎖方式）、主要系列表 4. 県内総生産（支出側、名目）および主要系列表 5. 県内総生産（支出側、実質：連鎖方式）の民間企業設備
- ・資料-4 『工業統計』（経済産業省）----産業中分類別有形固定資産取得額（従業者 30 人以上の事業所、土地以外）
- ・資料-5 『日本の社会資本 2022』（内閣府）----部門別都道府県別粗資本ストック、東日本大震災によるストック毀損額

②推計方法

都道府県別民間企業資本ストック（粗資本）は、資料-2 の産業分類に準じて推計することとし、資料-1 の鉄鋼業および非鉄金属を合算して「一次金属」、出版・印刷およびその他の製造業を合算して「その他製造業」とした。なお、平成 17 年基準値は 1994 年度以降となっているため、1993 年度以前については産業毎に平成 12 年基準値をリンク係数で調整して接続した。

この全国の産業別ストック額を、2009 年度までは資料-2 のストック額の都道府県別構成比で按分し、2010 年度から 2014 年度については、前年度ストック額から 2007～09 年度の平均除却率を乗じた額を控除し、資料-1 の産業別新設投資額を、資料-3 の新設投資額を延長した額（製造業については資料-4 の有形固定資産取得額（土地以外）を資料-3 の民間企業設備の名目値を実質値で除したデフレーターを用いて実質化した額、製造業以外は資料-3 の経済活動別県内総生産の変化率で延長）の都道府県別構成比で按分した額を加算することで求めた。また、民間企業資本ストックの総額は、資料-1 の有形固定資産をコントロール・トータルとして調整した。

2015 年度以降は資料-1 の全国値が存在しないため、2014 年度について推計した産業別都道府県別新設投資額を、按分指標（製造業は実質有形固定資産取得額、非製造業は経済活動別県内総生産）の変化率で延長した金額を用い、2007～09 年度の平均除却率を乗じた額を控除して推計した。

2.5.2 社会資本ストック

社会資本ストックは、公的機関（一般政府及び公的企業）による毎年の公共投資によって形成されてきた、道路、港湾、上下水道等の資本の蓄積（ストック）である。

本モデルでは、内閣府「日本の社会資本 2022」（2015 年価格、2019 年度まで）の粗資本ストックおよび純資本ストックを利用し、関連統計調査等を用いて 2015 年度以降を簡易的に延長することとした。なお、モデル変数として採用するのは民間資本と同様に純資本ストックとし、粗資本ストックは参考系列としてデータベースに収録することとした。

(1) 使用データ

- ・資料-1 『日本の社会資本 2022』（内閣府）----部門別都道府県別粗資本ストック、純資本ストック、実質投資額および部門別デフレーター
- ・資料-2 『建設工事費デフレーター』（国土交通省）----工事種別デフレーター（平成 23 年度基準）
- ・資料-3 『行政投資実績』（総務省）----都道府県別行政投資実績 総投資額

(2) 投資額の推計

「日本の社会資本 2022」の社会資本ストックは、投資額をデフレーターで除した実質投資を積み上げるとともに、既存資産の撤去・破損等による除却、経齢による価値の低下等を控除することで推計されている。

そこで、まず日本の社会資本の部門別デフレーターを、国土交通省「建設工事費デフレーター」の類似した部門と対応させた上で、建設工事費デフレーターの変化率を社会資本デフレーターに乗じて延長する。

$$P_{i,t} = P_{i,t-1} \cdot \frac{P_{i,t}^*}{P_{i,t-1}^*}$$

P：社会資本デフレーター、
P*：建設工事費デフレーター、
i：部門

次に、総務省「行政投資実績」の部門別都道府県別投資額を、日本の社会資本の部門に合わせて調整し、上記デフレーターで除して実質投資額を求め、さらにその実質投資額の変化率を日本の社会資本の部門別都道府県別実質投資額に乗じることで延長した。

$$IG_{i,p,t} = IG_{i,p,t-1} \cdot \frac{IGN_{i,p,t} / P_{i,t}}{IGN_{i,p,t-1} / P_{i,t-1}}$$

IG：実質公共投資額（日本の社会資本ベース）、
IGN：公共投資額（行政投資実績ベース）、
P：社会資本デフレーター、
i：部門、p：都道府県

図表2-7 本モデルにおける社会資本主要部門の対応一覧

日本の社会資本 主要部門	都道府県別 推計	投資	
		「行政投資実績」の部門	デフレーター 「建設工事費デフレーター」の部門
1 道路	○	道路+街路	道路総合
2 港湾	○	港湾	港湾・漁港
3 航空	○	空港	空港
4.1 鉄道・運輸機構等		鉄道	
4.2 地下鉄等		地下鉄	
5 公共賃貸住宅	○	住宅	住宅建築
6 下水道	○	公共下水道	下水道
7 廃棄物処理	○	環境衛生	環境衛生
8 水道	○	水道	上・工業用水道
9 都市公園	○	国立公園	公園
10.1 学校施設	○	文教施設	RC学校
10.2 社会教育	○	文教施設	RC事務所・その他
11 治水	○	河川+砂防	治水総合
12 治山	○	治山	その他土木
13 海岸	○	海岸	海岸
14.1 農業	○	農業基盤整備事業	農林関係公共事業
14.2 林業	○	林道+造林	農林関係公共事業
14.3 漁業	○	漁港	港湾・漁港
15 郵便			
16 国有林(※)	○	林道+造林	農林関係公共事業
17 工業用水	○	工業用水道	上・工業用水道
18 庁舎	○	官庁営繕	RC事務所・その他

注1：灰色の網掛けは、「日本の社会資本 2022」で都道府県別推計が行われていない部門（本モデルでも検討範囲外）。

注2：国有林部門は、「日本の社会資本

2012」「同 2017」では都道府県別推計が行われているが、本モデルでは対象から除いた。

(3) 部門別資本ストック額の算出

部門別都道府県別に、2014年度の資本ストックに1－除却率（または減耗率）を乗じて残存額を求め、(2)で推計した2015年度の投資額を加算することで2015年度の資本ストック額を算出する。2015年度以降も順次同様に求める。

なお、 δ は推計するストックが粗資本の場合は除却率（撤去や破損等）、純資本の場合は減耗率（撤去や破損に加え、経齢による価値の低下も含む）を意味している。2015年度以降の推計に当たっては、最終3か年平均（2012～2014年度）を用いることとした。

$$KG_{i,p,t} = (1 - \delta_{i,p}) \cdot KG_{i,p,t-1} + IG_{i,p,t}$$

KG：社会資本ストック、
IG：実質公共投資額、
 δ ：除却率または減耗率、
i：部門、p：都道府県

また、「日本の社会資本 2022」では連鎖方式が採用されているが、本モデルの社会資本ストックでは部門の合計等に連鎖統合は行っておらず、単純合計値を用いている。